

会議リンク

<https://ishikawapf.webex.com/meet/type-s>

【参加時の留意点】

- 参加時の表示名は必ず「名前（フルネーム）、所属」で設定してください。
- 通信環境の安定を目的に、発言時を除き、カメラはオフ、マイクはミュートにしてください。
- 発言を希望する場合は、WebExの画面下にある挙手ボタンを押していただき、司会者または事務局から指名された後に発言してください（発言が終わりましたら、挙手ボタンを下げてください）

開始まで今しばらくお待ちください

議事次第

1 開会

2 議事

令和6年11月27日(水)10:00-12:00
石川県行政庁舎8階812会議室
(オンライン開催)

<議論が必要な事項> ■集約/収集/利用する情報の整理

- (1)「被災者データベース」の業務フローと集約したデータとの現状と課題
- (2)活用する具体の業務
 - ・避難所外被災者の把握の実態
 - ・データの活用業務実態
- (3)個人情報の取り扱いについて(制度面、セキュリティ面の措置)

事務連絡・全体質疑

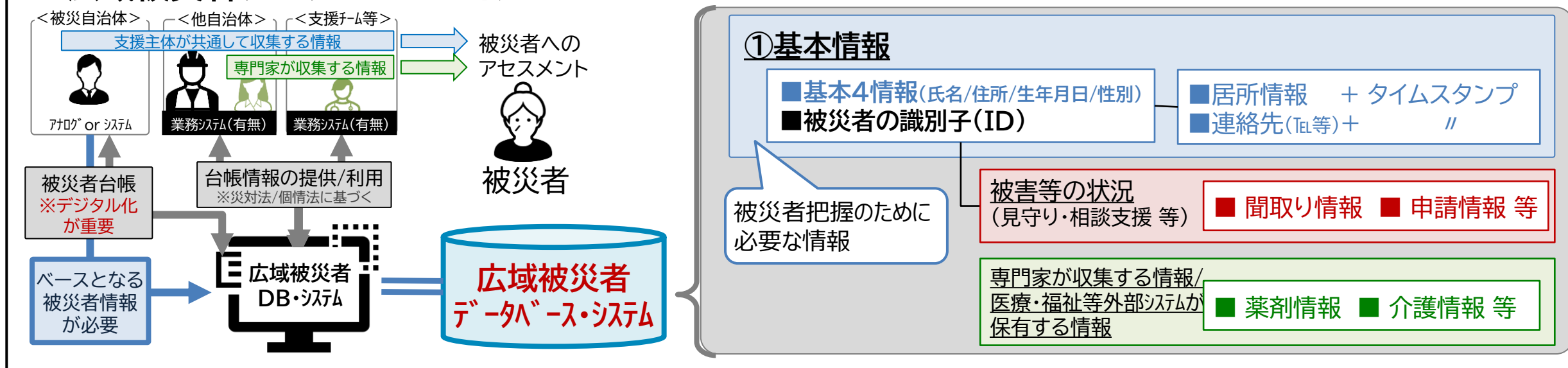
3 閉会

<配布資料>

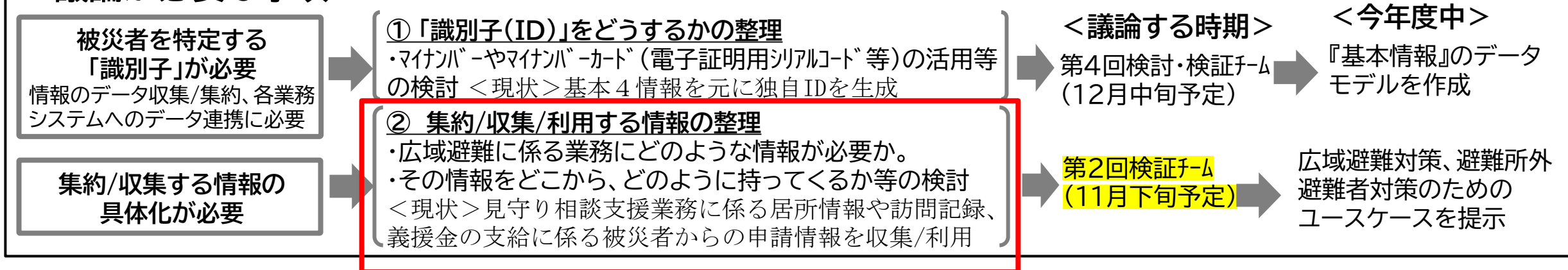
- ・資料1_第2回検証チーム資料_set
- ・資料2_要綱および委員名簿

(前回のおさらい)「広域被災者データベース・システム」の在り方と検討の進め方について

< 広域被災者データベースのイメージ >



< 議論が必要な事項 >



現状・課題

広域災害時に必要な機能や要件を検討するための論点を整理

<必要な情報が届かない>

- 多数の被災者が各地に分散するため、自治体間の情報伝達が追いつかない
- 避難所外避難者の把握が難しく、支援が行き届かない



<論点1 扱う情報の範囲、項目>

- 1-1_広域避難対策(業務フロー、データフロー、データモデル)
- 1-2_避難所外避難者対策(必要機能、データフロー、データモデル)

<情報の一元化>

- 自治体独自にシステム整備、情報項目が異なる等、情報の一元化が困難
- 情報管理ルールがなく、情報共有や管理が不十分



<論点2 システムの導入・運用>

- 2-1_システムの導入(必要性の整理、効果検証、コスト算出等)
- 2-2_システムの運用(具体的な手順、共有範囲設定と同意取得等)

<個人情報の保護・活用>

- 平時からの備え、災害時の個人情報の取扱い及びデジタル活用
- 関係者で共有が可能な仕組みがない
- 県は、住民情報を保有していない。



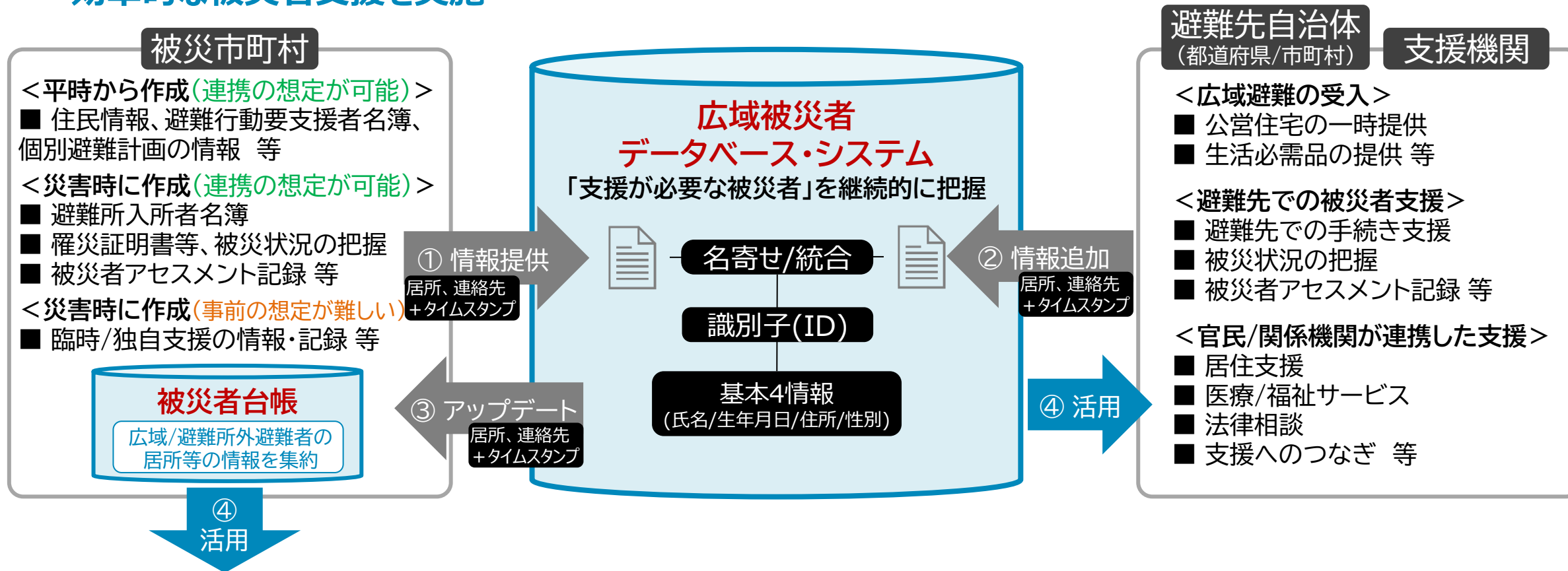
<論点3 全国展開に必要な事項>

- 3-1_具体の取組内容(仕様書・導入手順書、全国展開促進施策等)
- 3-2_システムの継続的な評価、改善(効果の見える化等)

広域被災者データベース・システムの役割

参考_11/19第2回検討チーム資料より

- 大規模災害時に被災市町の**被災者台帳の作成を支援**
- 被災者の状況（居所、連絡先、タイムスタンプ）等を関係者が共有することで、**支援の重複・漏れ防止、効率的な被災者支援を実施**



○ 災害関連死の防止

→ 被災者見守り・相談支援など

○ 適切な支援情報の提供

→ 給付金の申請案内など

○ 事務負担の軽減

→ 情報収集・集計業務など

応急的に構築した「被災者データベース」の現況・次の広域災害への備え

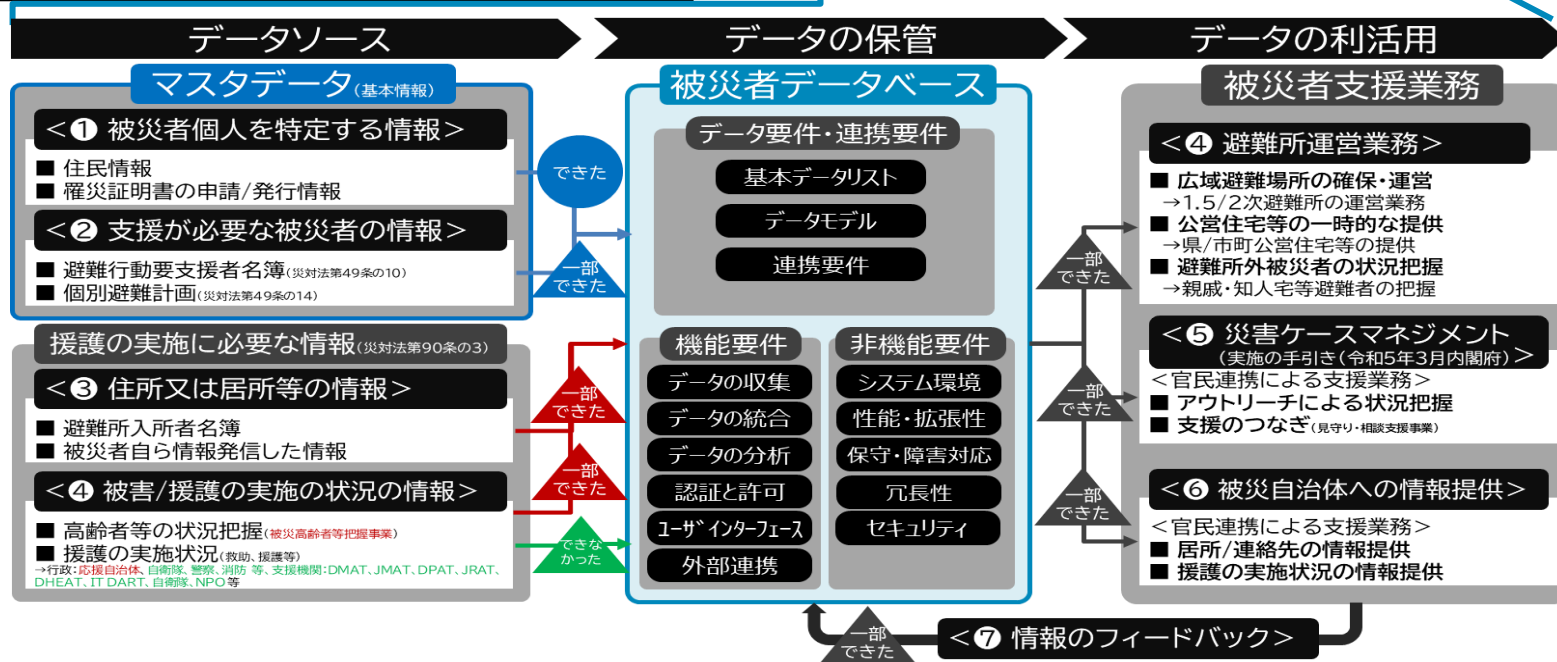


○ 石川県は、令和6年能登半島地震（広域災害時）の被災者支援のため、**応急的な「被災者データベース（以降、被災者DB）」**を構築し、以下の運用を想定

＜「被災者DB」運用＞ ※「時期」は「避難所運営ガイドライン(令和4年4月改定)を参考に設定」

時期	①準備段階(平時)	②初動(発災当日)	③応急期(3日目まで)	④復旧期(1週間まで) / 復興期		
	(石川県が考える)次の災害への備え			(AsIs)応急的に構築		
対応	<石川県> ・「基本情報」の定義 ・市町と合意形成 <small>(災害時、基本情報の提供)</small> ・システムの稼働準備 <small>(コールドスタート)</small> <市町> ・「基本情報」の準備 <small>(作成・提供の訓練等)</small>	<石川県> ・被災状況の把握 ・市町との共有 <市町> ・被災状況の把握 ・県との共有	<石川県> ・システムの起動(運用準備) ・「基本情報」の提供依頼 <市町> ・「基本情報」の提供	<石川県> ・システムの運用開始 ・「援護の実施に必要な情報」の提供依頼 <市町> ・「//」の提供 <支援機関等> ・//	<石川県> ・システムの運用 ・支援の効果測定 ・利用状況の評価等 <市町> ・システムの利用 <支援機関等> ・//	<石川県> ・運用停止の通知 ・データの保存 <市町> ・情報の引継ぎ <支援機関等> ・//
運用期間	ゴールドスタート(スタンバイ)			← 被災者データベースの運用 →		

＜「被災者DB」運用に係るデータフロー＞



＜石川県における課題＞

【システム面の課題】

- <1.データの利活用>
- 業務/データフローが災害/自治体毎に異なる → 発災後に打合せ、運用に間に合わない
 - データ項目/定義が自治体毎に異なる → データクレンジングが必要
 - システム間連携に課題 → ExcelやCSVによる手動連携が多い
- <2.個人情報の取扱い>
- 情報セキュリティ対策 → アクセスできる職員の(アカウント)管理が手間

【運用面の課題】

- <3.システム運用のコスト>
- 運用に係るコストを県が負担(財源未定)
- <4.被災者個人の特定>
- 県は(被災者)住民の情報を保有していない。
 - 住民登録のない住民(旅行/帰省、外国人等)の把握 → 網羅的に把握する手段がない → 名寄せが出来ない(支援業務に利用が困難)
 - システム上で被災者を特定する「識別子」の設定 → 独自に識別子を附番
- <5.情報のデジタル化>
- 基本情報(①②)のデジタル化 → 紙、Excel管理(データ化に膨大な作業を要した) → アプリ(kintone)、デバイス(タブレット)が必要
- <6.個人情報の取扱い>
- データフローの根拠規定の整理
 - 災対法及び個人情報法に基づくデータフローの整理

② 集約/収集/利用する情報の整理

(1)「被災者データベース」の業務フローと集約したデータの現状と課題

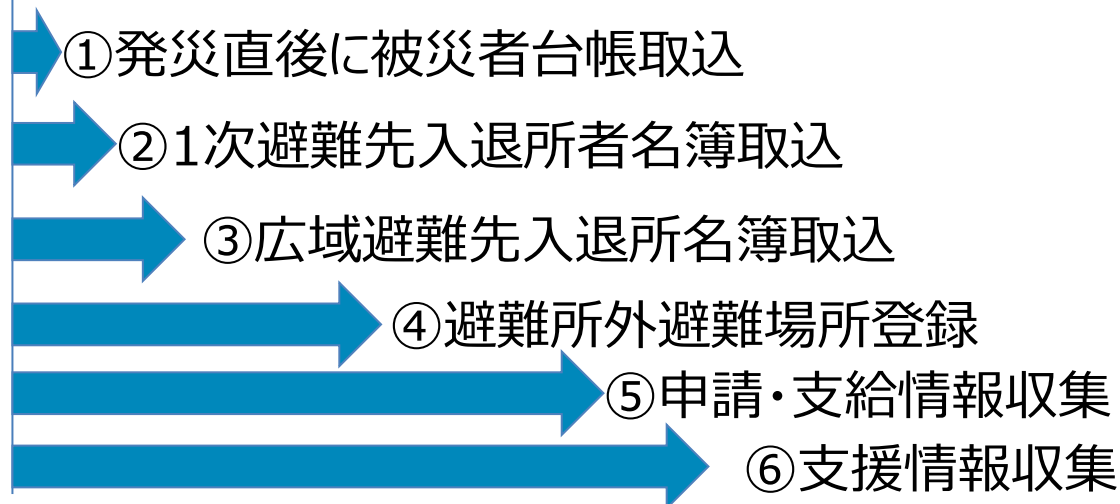
• 本日も議論いただきたいポイント

- 「広域被災者データベース・システム」の仕様書の作成に当たり、「広域被災者データベース・システム」に集約/収集/利用するデータ（項目）を決める必要がある
- 本日の【第2回検証チーム】では、「被災者データベース」が現場の業務の中でどのように情報をやり取りしていたか（P9～P26）、どのようなデータを格納していたか（P27～P32）を整理したので、関連する業務に係る皆様の課題感やご要望等を伺いたい
- 本日のご意見は、「広域被災者データベース・システム」の仕様（「業務フロー」「データモデル」）に反映し、【第4回検討チーム】でお諮りする
- また本日会議後、他議題と併せてFormsにて意見聴取を実施（追ってリンクを送付）

被災者データベースの業務フローの現状

- 被災者データベースの運用時の各種情報連携の状況を踏まえて、一定程度業務の流れが共通なものを統合し、大きく下記の6つのケースに分類して、情報連携の状況を業務フローとして表現

④復旧期(1週間まで) / 復興期		
(AsIs)応急的に構築		
<石川県> ・システムの運用開始 ・「援護の実施に必要な情報」の提供依頼	<石川県> ・システムの運用 ・支援の効果測定 ・利用状況の評価等	<石川県> ・運用停止の通知 ・データの保存
<市町> ・「//」の提供	<市町> ・システムの利用	<市町> ・情報の引継ぎ
<支援機関等> ・//	<支援機関等> ・//	<支援機関等> ・//
← 被災者データベースの運用 →		「コールドスタート(スワッチ)」



①発災直後の被災者台帳取込

[住基情報を基にした被災者台帳] 住民データ		
識別番号	現住所方書	在留資格期間
世帯番号	前住所	在留終了年月日
住民種別コード	前住所方書	住民票記載住民年月日
住民状態コード	転出先住所	異動事由コード
氏名	転出先方書	異動年月日
フリガナ	本籍	異動届出年月日
通称名	性別コード	共通番号
通称名フリガナ	生年月日	シリアル番号
アルファベット氏名	続柄コード	x
アルファベット氏名フリガナ	続柄	y
漢字併記氏名	続柄表示順	
漢字併記フリガナ	第30条の45区分コード	
世帯主氏名	在留カード等番号	
世帯主フリガナ	国籍コード	
現住所	在留資格コード	

②1次避難先入退所者名簿取込

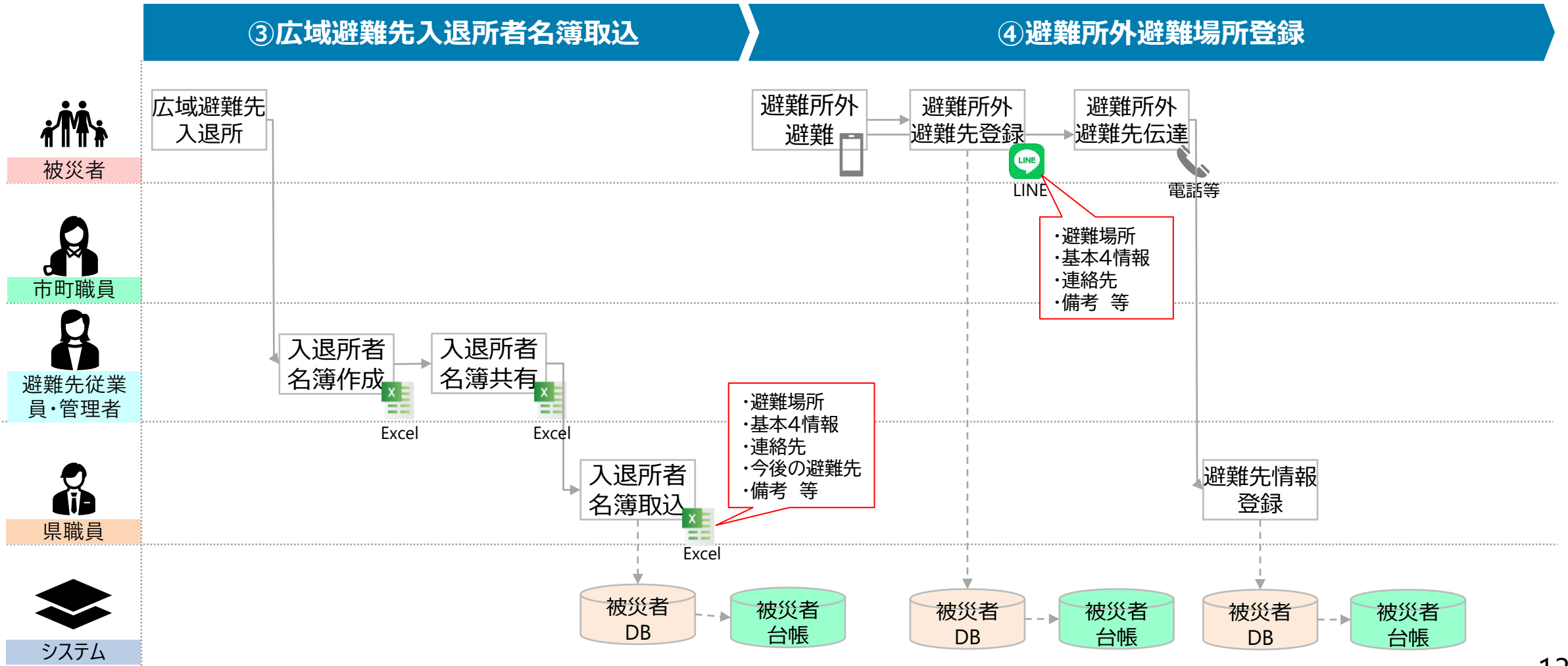
A町 避難者カード								
受付番号	世緊急連絡先_帯主との関係	日①	生年②	ふりがな③	名④	避難所の住所④	滞在場所⑤	食料・物資の要否
記入日_月	緊急連絡先_電話番号	年齢①	月②	元号③	ふりがな④	氏⑤	滞在場所⑤_その他	食料・物資の要否_要
記入日_日	避難所滞在理由	性別①	日②	生年③	ふりがな④	名⑤	避難所の住所⑤	ペットの有無
記入日_曜日	避難所滞在理由_その他	滞在場所①	年齢②	月③	元号④	ふりがな⑤	帰宅条件	ペット_種別・頭数
避難所名	氏①	滞在場所①_その他	性別②	日③	生年④	ふりがな⑤	帰宅条件_ボランティア支援	ペット_希望
郵便番号	名①	避難所の住所①	滞在場所②	年齢③	月④	元号⑤	帰宅条件_その他	自宅の被害状況
住所	ふりがな①	氏②	滞在場所②_その他	性別③	日④	生年⑤	自家用車の有無	部屋番号
電話番号	ふりがな①	名②	避難所の住所②	滞在場所③	年齢④	月⑤	要配慮事項	バス利用
携帯電話	元号①	ふりがな②	氏③	滞在場所③_その他	性別④	日⑤	要配慮事項_その他	バス時間
緊急連絡先_氏名	生年①	ふりがな②	名③	避難所の住所③	滞在場所④	年齢⑤	国籍	介護認定
	月①	元号②	ふりがな③	氏④	滞在場所④_その他	性別⑤	国籍_外国	介護認定_等級
								移動配慮事項

被災者データベースの業務フローの現状

③においては広域避難先入退所者名簿を被災者DBに取り込むまでを整理

④においては避難所外避難者の避難先情報を被災者DBに取り込むまでを整理

- ※凡例
- XX : 業務
 - : 対象の情報項目
 - : 行動の流れ
 - > : 情報の流れ



③広域避難先入退所者名簿取込

2次避難者名簿 奥能登豪雨の場合			
ステータス	連絡先（携帯電話）	県名地震発災前	受入県
申込日	緊急連絡先（親族等）	住所地震発災前	受入市町
個人ID	緊急連絡先の本人との関係	居住地豪雨発災前	施設名
ユニーク番号	避難者_氏	居住地_仮設住宅詳細豪雨発災前	部屋タイプ名称
申込区分	避難者_名	居住地_その他詳細豪雨発災前	食事
お問い合わせ番号	避難者氏名漢字	生年月日	移動手段
同行者No	避難者_氏_ふりがな	年齢	駐車場利用台数
避難者市町	避難者_名_ふりがな	車椅子	チェックIN
地区名輪島、珠洲	避難者氏名ふりがな	ペット_数量	入所届
申込代表者氏名_姓	性別	ペット_備考	チェックOUT
申込代表者氏名_名		妊産婦妊産婦	退所届
申込代表者氏名		要配慮要配慮	退所後の行き先
		要配慮透析患者	退所後の行き先_その他の詳細
		備考	種別
		避難理由	
		入所回数	

④避難所外避難場所登録

避難所外避難者登録 (LINE)

避難カードID	連絡先 TEL
避難者ID	本人以外TEL
申出者	電話番号
避難形態	メールアドレス
自治体	性別
避難所名	生年月日
避難先住所	要配慮事項
記入日時	国籍
郵便番号	被害状況
住所	帰宅できるための条件
姓	食糧・物資
名	安否確認
セイ	個人情報
メイ	Line Id
	登録経路
	ステータス
	更新日時

[共通避難者情報] コールセンター自主避難者

タイムスタンプ2
申出者
続柄
避難形態
名称
駐車場所
郵便番号
住所
住民票上の市町内外
住民票上の市町内
住民票上の市町外
姓 (漢字)
名 (漢字)
セイ
メイ
生年月日
性別
郵便番号_1
住所_2
電話番号
連絡手段なし
住家の被害状況
担当名

⑤申請・支給情報収集

[義援金] 申請書		
キー	振込口座ゆうちょ銀行記号	避難場所
お問い合わせ番号	振込口座ゆうちょ銀行番号	避難所名
申請種別	ゆうちょ銀行口座名義カナ	避難ホテル名
氏名性	振込口座口座番号（ゆうちょ以外）	避難駐車所在地
氏名名	振込口座金融機関コード	避難郵便番号
氏名フリガナ性	振込口座支店コード	避難都道府県
氏名フリガナ名	振込口座預金種別	避難市区町村
生年月日	振込口座口座名義カナ	避難住所1
続柄		避難住所2
郵便番号		申請キー
都道府県		申請氏名性
市区町村		申請氏名名
住所1		申請氏名フリガナ性
住所2		申請氏名フリガナ名
住民登録有無		申請続柄
申請日		

⑥ 支援情報収集

保健師アセスメント ※奥能登豪雨

RecordId	食事制限	作成日時	uid	作成者_Code
Revision	BI_点数_点_	受入市町	衣類の着脱	作成者_Name
AppId	自覚症状	対応者	排尿コントロール	訪問区分
食事への配慮	食事	更新者_Code	食事_1	入浴
家族構成	介助者の氏名_続柄_	更新者_Name	ユニーク番号	区分_他_
療育手帳_級__級_	障害_その他_	その他_食事への配慮_	フリガナ_氏	その他_医療器材・器具_
区分	食欲	食事制限_1	最終対応日時	整容
名	介護度	初回相談日時	性別	着替え
氏	身体的・精神的な状況	医療器材・器具	フリガナ_名	更新日時
チェックOUT	水分摂取状況		家族構成_その他_	種別_他_
精神保健福祉手帳_級__級_	トイレ動作		かかりつけの医療機関	施設名
ステータス	内服薬名		自覚症状_その他_	主な食事内容
BIチェック	歩行		既往歴	健康相談希望
現在治療中の病気	部屋タイプ名称		次回対応予定日	その他
健康相談日時	意思疎通		リスク項目_他_	階段昇降
チェックIN	咀嚼、嚥下の状況		日常生活の状況	排便コントロール
受入県	リスク項目		年齢_歳_	生年月日
身体障害者手帳_級__級_	具体的対応		フリガナ	排泄
電話番号	食事で困っていること		食事提供	健康調査ID
その他_現在治療中の病気_	移動			
	種別			
	障害の程度			

⑥ 支援情報収集

石川県 被災高齢者等把握事業				
uid	仮設住宅_申込状況	医療機関の状況	特記事項	訪問先リストレコード番号
かかりつけ医療機関名	住家の被害状況	医療的サポートの利用の有無	特記事項_世帯	訪問状況
ご本人との関係性	住所_回答者	医療的サポートの利用有無	現在の避難場所	調査票_世帯_レコード番号
みなし仮設住宅_申込状況	住所検索_市区町村_仮設住宅	医薬品名	理由_連絡先	調査票_世帯の登録ステータス
ステータス	住所検索_市区町村_自宅以外	口腔内の状況	生年月日	賃貸_その他
フリガナ	作成日時	口腔内の状況_その他	生活費	賃貸の種類
メールアドレス	作成者	回答者	生活費_その他	身体障害_級
レコード番号	作業者	固定電話	知的障害_級	連絡先
丁目番地以降_仮設住宅	公営住宅_申込状況	地域	福祉サービスの利用の有無	連絡先_その他
丁目番地以降_自宅以外	再訪問の必要性	家屋の種類	福祉サービスの利用状況	避難先の希望
世帯ID	再訪問の必要性_2	居宅介護支援事業所の状況	移動	避難場所_その他
世帯の人数_1	再訪問の時期	市区町村_仮設住宅	移動_その他	避難所_申込状況
世帯の状況	利用している事業所名	市区町村_自宅以外	移動の目的	避難所名
世帯主氏名	利用している居宅介護支援事業所名	年齢	精神障害_級	避難所選択
介護区分		復旧していないライフライン	罹災証明	郵便番号_仮設住宅
		性別	薬の種類	郵便番号_検索結果_仮設住宅
		所見有無	要介護認定の有無	郵便番号_検索結果_自宅以外
		手帳の種類	要配慮事項	郵便番号_自宅以外
		投薬の現状	要配慮事項_その他	都道府県_仮設住宅
		持ち家の種類	要配慮事項_分類	都道府県_自宅以外
		携帯電話		障害等手帳の有無
		更新日時		食事
		更新者		食事_その他
		氏名		食事回数
		添付ファイル		駐車場場所
				_file_name

⑥ 支援情報収集

石川県 被災者見守り・相談支援事業			
顔色があまりよくない	定期的投薬の有無	レコード番号	添付ファイル
障害等手帳の有無	医療的サポートの利用の有無	世帯ID	特記事項
金銭面に関して困っている	個人情報の共有に関する同意	介護区分	職業_任意
部屋の片づけに不安がある	体調に不安がある	住まいの再建実現性_個人アセス	訪問_記録者
近隣住民やコミュニティとのかかわりがいい	介護・福祉サービスの利用の有無	住民票の住所	郵便番号_住民票
近くにすぐ連絡の取れる家族や親せきがない	アルコールに関して不安がある	分類_1日常生活の自立性	障害者手帳の種類
話す様子から不安がある	更新者コード	利用している事業所名	世帯主の識別番号
訪問拒否あり	更新者名	利用している居宅介護支援事業所名	識別番号
要介護_支援_認定の有無	作成者コード	取得元アプリレコード番号	世帯主の避難者ID
移動の手段等で困っている	作成者名	性別_世帯主	避難者ID
異臭がある	生年月日_世帯主	性別_世帯員	避難先の市町
災害で大切な人を亡くし悲しみや喪失感がある	生年月日	方法	フリガナ_世帯員
清潔感や身だしなみに不安がある	作成日時	日常生活の自立性_合計	フリガナ_世帯主
支援制度の活用不満や拒否感がある	更新日時	氏名_名_世帯主	氏名_世帯員
情報の理解や社会的な手続きが難しい	アセスメント世帯ID	氏名_名_世帯員	氏名_世帯主
市町からのお知らせが届いているか	フリガナ_セイ_世帯主	氏名_姓_世帯主	
家族と円滑に関わっていない関係が良好ではない	フリガナ_セイ_世帯員	氏名_姓_世帯員	
	フリガナ_メイ_世帯員		
	フリガナ_メイ_世帯主		

⑥ 支援情報収集

A市_被災者見守り・相談支援事業					
氏名フリガナ性	作成者	家族問題	既往歴	訪問頻度	支援終了日
氏名フリガナ名	個人ID	家族問題自由記述	日常生活の状況	課題の種別	生年月日
氏名性	初回対応者	家族状況	更新日時	議事録写真など	避難場所
氏名名	初回対応者所属その他記入欄	年	更新者	避難所ID	地区名
識別ID	制度の利用状況	年代	月	避難所名	罹災証明書
GoogleマップURL	制度利用状況_その他	年齢計算1	氏名	避難所地区	被災状況
_1_5次・2次避難先など	医療器具	年齢計算2	氏名_フリガナ	避難所種別	世帯番号
その他事業所など	医療器具_その他	建物名	特記事項	郵便番号_現	介護
その他医療機関	医療機関	性別	現在治療中の病気と状態	関連レコードKEY	整理番号
その他記載	受付ルート	所在	紙での入力時写真	食事制限	経度
ライフライン	受付年度	携帯番号	続柄	食事制限の内容	緯度
レコード番号	固定電話	支援ステータス	緊急連絡先_氏名	初回受付日	
世帯主	地図コード生成	支援内容	緊急連絡先_連絡先	受付ルート_0	市町
住所_番地まで	地図情報取得用住所	支援種別	緊急連絡先_関係性	家に帰ることができない理由	
作成日時	家に帰ることができない理由_その他	文字列_1行_	訪問担当団体その他記入欄	年齢	

⑥ 支援情報収集

B市_被災者見守り・相談支援事業 (1/2)						
世帯員1続柄	シート番号	世帯人数	世帯員2要支援	世帯員5名前	世帯員7就労状況	世帯情報その他記入欄
世帯員1生年月日	ライフライン	世帯員1名前	世帯員3名前	世帯員5就労状況	世帯員7性別	世帯情報メモ
世帯員2生年月日	ラジオボタン_0	世帯員1就労状況	世帯員3就労状況	世帯員5性別	世帯員7特記事項1	世帯構成員健康状況
世帯員3生年月日	レコード番号	世帯員1年齢	世帯員3性別	世帯員5特記事項1	世帯員7特記事項2	主な生活費
世帯員4生年月日	不安・心配ごとその他記入欄	世帯員1性別	世帯員3特記事項1	世帯員5特記事項2	世帯員7続柄	主な生活費その他内容
世帯員5生年月日	不安・心配ごとボラ	世帯員1特記事項1	世帯員3特記事項2	世帯員5続柄	世帯員7要支援	今後の見通しメモ
世帯員6生年月日	不安・心配ごとメモ	世帯員1特記事項2	世帯員3続柄	世帯員5要支援	世帯員8名前	住まいの見通し
世帯員7生年月日	不安・心配ごと再建	世帯員1要支援	世帯員3要支援	世帯員6名前	世帯員8就労状況	住まいの見通しその他内容
世帯員8生年月日	不安・心配ごと再建その他内容	世帯員2名前	世帯員4名前	世帯員6就労状況	世帯員8性別	住宅ローン
世帯主_姓_推定	不安・心配ごと生活	世帯員2就労状況	世帯員4就労状況	世帯員6性別	世帯員8特記事項1	住所
split_string	不安・心配ごと生活その他内容	世帯員2年齢	世帯員4性別	世帯員6特記事項1	世帯員8特記事項2	住所フリガナ
かかりつけ医療機関名	世帯の様子	世帯員2性別	世帯員4特記事項1	世帯員6特記事項2	世帯員8続柄	作成日時
がれき土砂等撤去	世帯の様子その他内容	世帯員2特記事項1	世帯員4特記事項2	世帯員6続柄	世帯員8要支援	作成者
アセスメント状況	世帯主氏名	世帯員2特記事項2	世帯員4続柄	世帯員6要支援	世帯員別居	保健師分
アセスメント状況その他内容	世帯主氏名フリガナ	世帯員2続柄	世帯員4要支援	世帯員7名前	世帯員別居内容	健康に不調がある家族等

⑥ 支援情報収集

B市_被災者見守り・相談支援事業 (2/2)						
健康や福祉その他記入欄	土砂被害	建て替え等検討中理由その他内容	現在の生活支援その他内容	解体後の跡地利用	避難しなかった理由	世帯員3年齢
健康や福祉メモ	土砂被害その他内容	当面の居所	生活状況その他記入欄	記入者名	避難しなかった理由その他内容	世帯員4年齢
入力済	地区名	当面の居所その他内容	生活状況についてメモ	調査員所感・備考	避難の有無	世帯員5年齢
再訪の優先順位	家屋の状況メモ	当面の居所場所名	生活設備の不備	調査日時	避難先	世帯員6年齢
再訪の優先順位チェック	家屋状況	撤去未着手の理由	生活設備の不備その他内容	通勤・移動	避難先1_5_次避難所日付	世帯員7年齢
再訪・見守り判断した理由	家屋状況附属屋状況	撤去未着手の理由その他内容	申請しない理由	通勤・移動その他内容	避難先2_次避難所日付	世帯員8年齢
利用事業所名	家屋種類	救助者	申請しない理由その他内容	通院や服薬が必要な家族等	避難先その他内容	
医薬品名	家屋種類_その他内容	救助者その他内容	石川県外を検討	通院・服薬	避難先場所	
危険度判定	家族の福祉サービス等の利用	更新日時	福祉サービス利用状況	連絡先1	避難先指定避難所名	
収入増減	居住希望具体的な場所	更新者	緊急連絡先	連絡先2	避難先自主避難所名	
回答場所名	居住希望地	災害情報入手方法	緊急連絡先内容	連絡先3	避難時に困ったこと	
回答方式	居住希望地その他内容	災害情報入手方法その他内容	罹災証明	避難いつ	避難行動メモ	
回答方式その他内容	建て替え等しない理由	現在の居所	罹災証明内容	避難いつその他日付	郵便番号	
回答者	建て替え等しない理由その他内容	現在の居所場所名	聞き取り者	避難いつまで	食事	
回答者その他内容	建て替え等検討中理由	現在の生活支援	見守り	避難いつまで日付	食事その他記入欄	

業務フローに関して、お伺いしたい事項

- 石川県が実施した一連の「被災者データベース」への情報の取り込みについて、この流れもしくは関連する業務の中で、関係者の皆様 < 特に広域避難業務や見守り支援事業等で現場の課題を感じておられる方々（避難元市町、避難先市町、有識者） > が
お持ちの課題感があれば、ぜひ共有いただきたい
- 現場業務において特に重要だったデータ項目
 - こういうデータ項目が取れていたらよかった、というデータ項目
 - 関係者間での情報共有方法等、データの管理についての課題

- **「広域被災者データベース」は、災害対策基本法第90条の3及び90条の4、個人情報保護法69条に基づき被災者の情報を共有する**
- 災害対策基本法等では被災者台帳に記載する情報として一部の情報（**「特に支援が必要な被災者の情報（要配慮情報）」**や**「援護の実施に必要な情報」**）の詳細が明示されていないが、内閣府防災「被災者台帳の作成等に関する実務指針」、APPLICの「被災者台帳管理ユニット標準仕様」で例示されている。
- 被災者データベースに取り込まれた情報（特に「要配慮の情報」、「援護の支援の状況」）のデータ項目がバラバラの状態で格納されており、これに係る皆様の課題感をお伺いしたい
- なお、被災者把握のために必要な情報として**「基本4情報（氏名・住所・生年月日・性別）」**及び**「居所+タイムスタンプ」「連絡先+タイムスタンプ」**が重要であったことはこれまでの検証・検討T、検討WGでの議論を通じて確認済み

災害対策基本法等における被災者台帳の記載事項

- 「災害対策基本法」及び「災害対策基本法施行規則」において、被災者台帳に記載する事項が定められている
- 氏名、生年月日、性別、住所、居所、電話番号その他の連絡先以外に「六 援護の実施の状況」「七 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由」があるが、内容は明示されていない（「被災者台帳の作成等に関する実務指針」「被災者台帳管理ユニット標準仕様」で例示）

（被災者台帳の作成）

第90条の3 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下この条及び次条第1項において「被災者台帳」という。）を作成することができる。

2 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
- 六 援護の実施の状況
- 七 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- 八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

（被災者台帳に記載又は記録する事項）

第八条の五 法第九十条の三第二項第八号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 電話番号その他の連絡先
- 二 世帯の構成
- 三 罹災証明書の交付の状況
- 四 市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- 五 前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- 六 被災者台帳の作成に当たつて行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
- 七 前各号に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項

「被災者台帳の作成等に関する実務指針」における被災者台帳の記載事項

- 「被災者台帳の作成等に関する実務指針」(内閣府防災)において、被災者台帳の作成に係るデータ項目(「援護の実施の状況」、「要配慮であるときは、その旨および要配慮者に該当する事由」)が例示されている
- 同指針において、データ項目は、災害の種類や程度、市町村ごとに必要な情報が異なる可能性があるため、データ項目を一律に限定的に規定しないとしており、標準的なデータ項目の例が記載されている

法令上の事項 (根拠規定)	データ項目の例示
援護の実施の状況 (法第90条の3第2項第6号)	<ul style="list-style-type: none"> ・支援制度 ・申請日 ・申請者 ・被災者と申請者の関係 ・支援の区分 ・支給日 ・支給終了日 ・減免の実施の有無 ・減免の対象 ・貸付金の有無 ・貸付金の種類 ・給付の種類 ・給付の有無 ・特例措置の種類 ・特例措置の有無

法令上の事項 (根拠規定)	データ項目の例示
要配慮者であるときは、その旨 及び要配慮者に該当する事由 (法第90条の3第2項第7号)	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護制度区分 ・障害の種類・程度 ・乳幼児 ・妊婦 ・持病(難病、特定疾病等) ・ペットの有無 ・DV ・児童虐待 ・外国人 ・支援を要する高齢者 ・上記対象者に関する同居(支援)親族の有無等



APPLIC「被災者台帳管理ユニット標準仕様」における被災者台帳の記載事項

- APPLIC(一般財団法人全国地域情報化推進協会)において、被災者台帳の管理を行うシステムがより効果的に活用できるように標準仕様化が行われている(関連する自治体業務システムもこれに則る必要がある)
- 「援護の実施の状況」「要配慮情報」として設定されているデータ項目名は下表の通りである

援護の実施の状況		要配慮情報		要配慮情報	
被害情報	援護の実施の状況				
		要介護情報	被保険者番号 保険者番号 要介護状態区分コード 認定期間開始年月日 認定期間終了年月日	障害児福祉手当支給情報 特別障害者手当支給情報	支給開始年月 支給終了年月 支給開始年月 支給終了年月
		障害者自立支援給付情報	障害支援区分コード 認定期間開始年月日 認定期間終了年月日	福祉手当支給情報 災害救助情報	支給開始年月 支給終了年月 実費弁償額 支給年月日
		障害児通所支援支給情報	支給開始年月日 支給終了年月日	児童福祉法による障害児入所支援情報	支給開始年月 支給終了年月
		身体障害者手帳情報	身体障害者手帳番号 身体障害者手帳等級コード 障害名 身体障害者手帳部位コード	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給情報	支給開始年月 支給終了年月
		精神障害者保健福祉手帳情報	精神手帳番号 精神手帳等級コード 精神手帳有効期間終了年月日	児童福祉法による措置情報 精神障害による入院措置情報	措置開始年月日 措置終了年月日 入院措置開始年月日 入院措置終了年月日
		療育手帳情報	療育手帳番号 療育手帳障害程度コード	妊娠届出情報	妊娠の届出年月日 出産予定日
		特別児童扶養手当の支給情報	支給開始年月 支給終了年月	各自治体で定める要配慮情報	その他要配慮情報項目名 その他要配慮情報内容

「被災者データベース」が実際に連携した「特に支援が必要な被災者の情報」

- 県が実施した「①広域避難対策(避難所運営業務)」「②被災高齢者等把握事業」「③被災者見守り・相談支援等事業」、市町が実施した「見守り支援」(④、⑤)で連携された「要配慮情報」は下表の通り
- 県が実施した①～③については一定程度共通の項目があるが、市町のものも含めると「要配慮情報」として「被災者データベース」に連携されている項目は統一されていない

①広域避難対策 (避難所運営業務)		②被災高齢者等把握事業	③被災者見守り・相談支援等事業	④A市_見守り支援	⑤B市_見守り支援
健康確認票	健康相談票				
介護度	介護度	介護区分	介護区分	介護	世帯員1要支援
療育手帳等級	療育手帳等級	要介護認定の有無	要介護支援認定の有無		世帯員2要支援
精神保健福祉手帳等級	精神保健福祉手帳等級	障害等手帳の有無	障害等手帳の有無		世帯員3要支援
身体障害者手帳等級	身体障害者手帳等級	要配慮事項	障害手帳の種類		世帯員4要支援
配慮が必要なこと	身体障害者手帳等級	要配慮事項その他			世帯員5要支援
障害その他	障害その他				世帯員6要支援
障害の程度	障害の程度				世帯員7要支援
その他配慮が必要な事項	リスク項目				世帯員8要支援
	リスク項目他				

「被災者データベース」が実際に連携した「援護の実施に必要な情報」

- 県が実施した「被災者見守り・相談支援等事業」、市町が実施した被災者アセスメントで連携した「援護の実施に必要な情報」は下表の通り
- これらの事業で取られているデータの項目は統一されていない

被災者見守り・相談支援等事業	A市_被災者アセスメント	B市_被災者アセスメント
介護・福祉サービスの利用の有無	支援内容	アセスメント状況
特記事項	支援種別	現在の生活支援
訪問記録者	特記事項	現在の生活支援その他内容
		福祉サービス利用状況
		各世帯員特記事項



データモデルに関して、お伺いしたい事項

- 特に広域避難業務や見守り支援事業等で現場の課題を感じておられる方々(避難元市町、避難先市町、有識者)から、「被災者データベース」で実際に連携された「特に支援が必要な被災者の情報(要配慮情報)」「援護の実施に必要な情報」のデータがバラバラであったことについて何か課題はあったか(/考えられるか)。また「被災者台帳の作成等に関する実務指針」「被災者台帳管理ユニット標準仕様」を参考に最低限揃えておいた方がよいデータの項目があるか等、ご意見いただきたい

(2)活用する具体的な業務
避難所外被災者の把握の実態

活用する具体的な事例（議論ポイント）

特に、アウトリーチによる被災者把握業務を実施する方、被災市町、有識者の方を中心にご議論いただきたい

（１）避難所外避難者の把握（データベースにインプットする情報）

（アウトリーチによる情報把握）

- ① **最優先に把握すべき被災者**（P35、P39）
 - ・ 能登半島地震において、全戸訪問を実施
 - ※業務実施者において、どの被災者を優先して訪問すべきか判断する情報が無かった
 - ・ 訪問対象を要配慮者に限定できないか
（参考：「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」内閣府（防災担当）令和6年6月）
- ② **効率的かつ効果的な実施のために活用できる手段や情報**（P37-P39）
 - ・ 平時から活用できる情報、手段はないか（避難行動要支援者名簿等）
 - ・ 災害時に各主体が把握する情報を共有する手段はないか

（被災者自らの情報把握）

- ③ **継続的に情報を得るために必要な取組**
（P37、P40、P41）
 - ・ 一時的な情報だけでなく、継続的に情報を取得できる手段はないか
（統一的なプラットフォームを活用等）
 - ※能登半島地震では、石川県がプラットフォームを用意

（２）把握した情報の利活用（P41-P44）

- 被災者データベースを活用できた業務における課題
- 被災者データベースを活用できなかった業務における課題や要因

導入手順書に記載

避難所外避難者等の把握手法について（概要）

- 被災者が抱える様々な事情により、**避難所以外に、自宅や車中、親戚宅等、被災者の避難先は多岐にわたる**
- 被災者の把握にあたり、甚大な被害の中で安否不明な被災者が多数であったことから、**特にアウトリーチによる情報把握について、石川県は全ての被災者を対象とせざるを得なかった**

◆ 石川県において実施

✓ **アウトリーチによる情報把握及び被災者自らの情報発信について、いずれも全ての被災者を対象とした**

アウトリーチによる情報把握（被災高齢者等把握事業、義援金申請、Suica（来たらタッチ登録））

被災者自らの情報発信（LINE・コールセンター）

◆ 避難所外避難者等の状況把握イメージ（参考：「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」内閣府（防災担当）令和6年6月）

被災者が避難所・支援拠点等を来訪した際の情報把握

アウトリーチによる情報把握

ICT（アプリ等）を活用した情報発信

平時から福祉サービスを受けている要配慮者
（高齢者、障がい者、児童 等）

平時は福祉サービスを受けていない要配慮者
（難病患者、外国籍の者、妊産婦 等）

要配慮者以外の者

被災者から情報を収集するために実施した取り組み

- 令和6年能登半島地震および令和6年奥能登豪雨では、複数のチャネルを通じて、被災者の居所等に関し、被災者自身から情報を収集した
- 各チャネルでは、最新の居所情報を把握するために、基本4情報や連絡先に加え、避難場所や避難状況等を収集した

情報収集チャネル	概要（目的等）	収集した情報項目	課題
被災者自らの情報発信	LINEを活用し、避難所外で避難生活を送る被災者の居所を把握するとともに、被災者が自治体からの支援情報を得られる環境を整備する。発災時に被災者発信でその情報を収集する仕組みがない中で、応急的に構築・展開。 石川県が設置したコールセンターを活用し、避難者の居所や健康状態、世帯の状況等を把握し、見守り支援等の必要性の判断につなげる。	避難場所、基本4情報、連絡先要配慮事項（要介護・妊産婦・アレルギー等）、移動手段、帰宅できるための条件、事業状況、備考	<ul style="list-style-type: none"> ● 収集した情報を被災者台帳に連携する上では、名寄せ作業が必須。 ● 必要な情報項目が確実に把握される必要がある。
アウトリーチによる情報把握	Suicaを活用し、1次避難所を利用する避難者の居所を把握するとともに、見守りや今後の物資支援につなげる。 石川県が被災者に義援金を支給するため、被災者の被災状況、振込口座等の情報を把握する。	基本4情報、電話番号、メール、現住所、避難状況、避難場所、振込口座等	

LINEによる被災者情報の収集画面

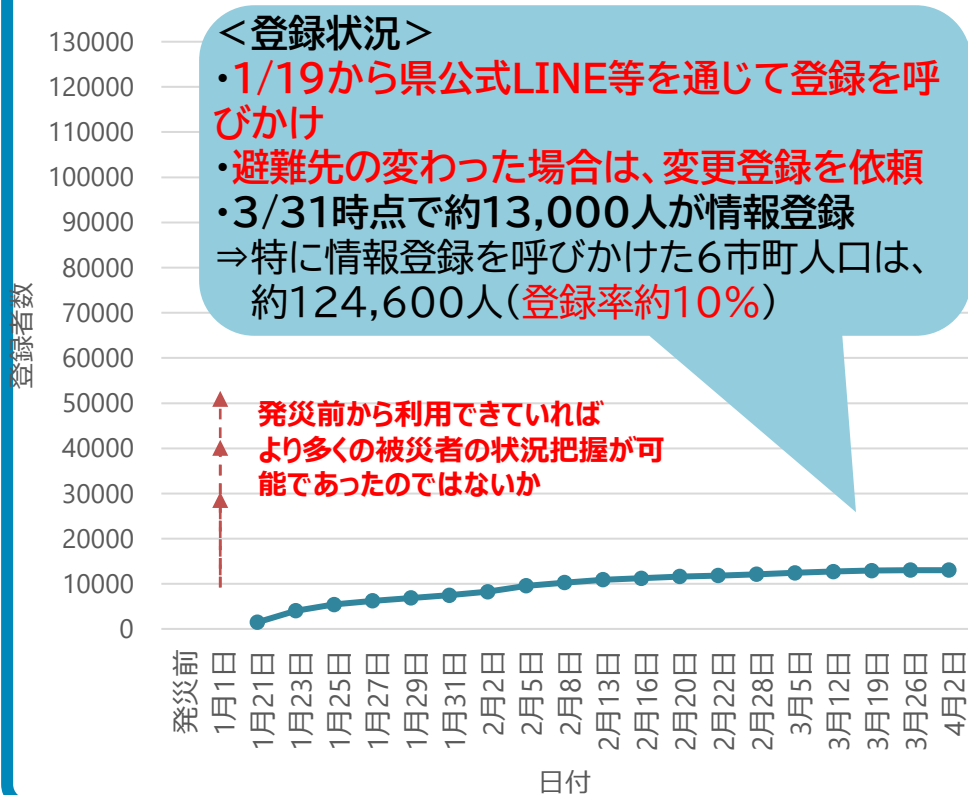
石川県「令和6年能登半島地震義援金（特別給付分）申請書」見本

避難所外避難者対策に係る避難所外被災者の状況把握の取組み実績

- 被災者自らに情報発信を促すことにより、避難先が変わった場合等の状況把握も実施したが、最新情報を継続して取得することが困難であった（登録率約10%）
- 支援を通じたアウトリーチにより、多くの被災者の状況把握を実施したが、発災から期間を要し、給付申請時点の情報把握に留まった（登録率約97%）

<取組実績（被災者自らの情報発信）>

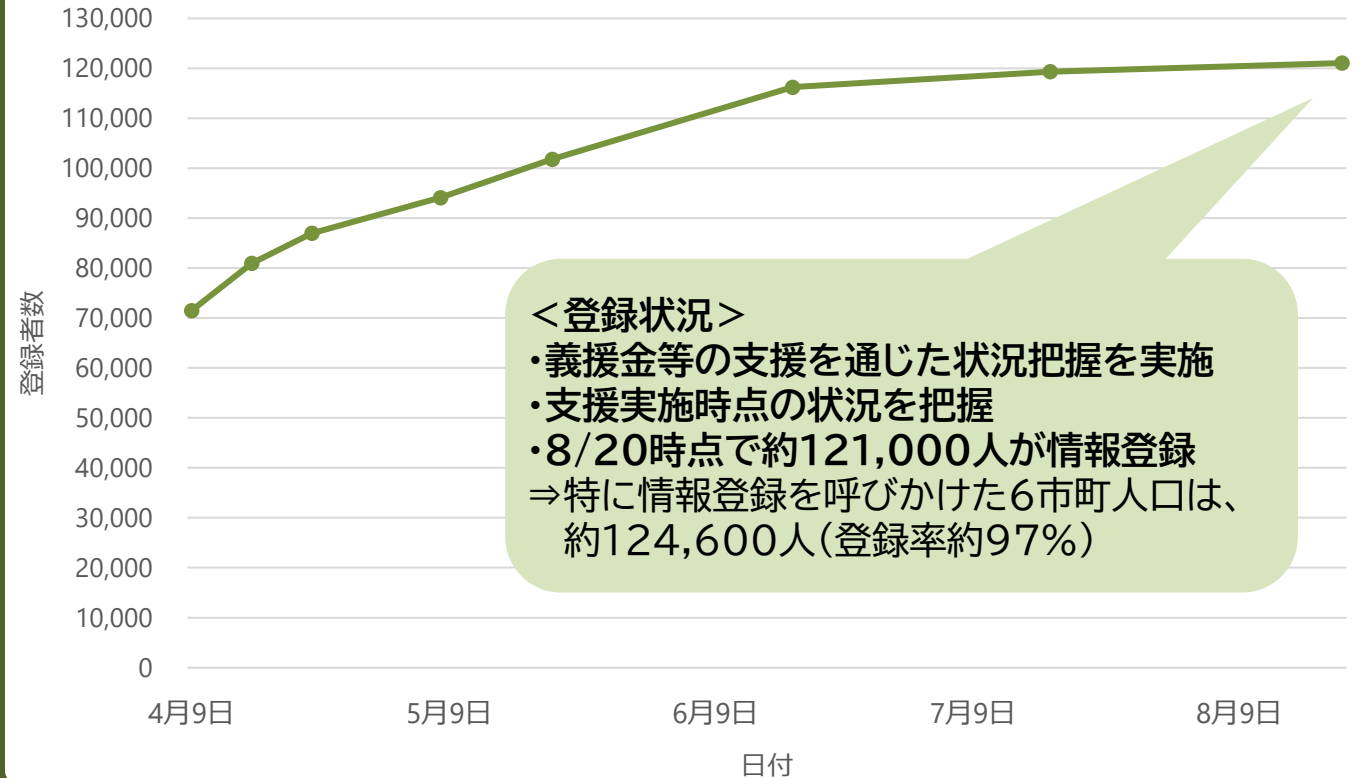
被災者自らの情報発信（LINE/コールセンター登録状況）



行政コスト低 補足対象者少

<取組実績（アウトリーチの実施）>

アウトリーチの実施（Suica/高齢者等把握事業/見守り事業/義援金申請）

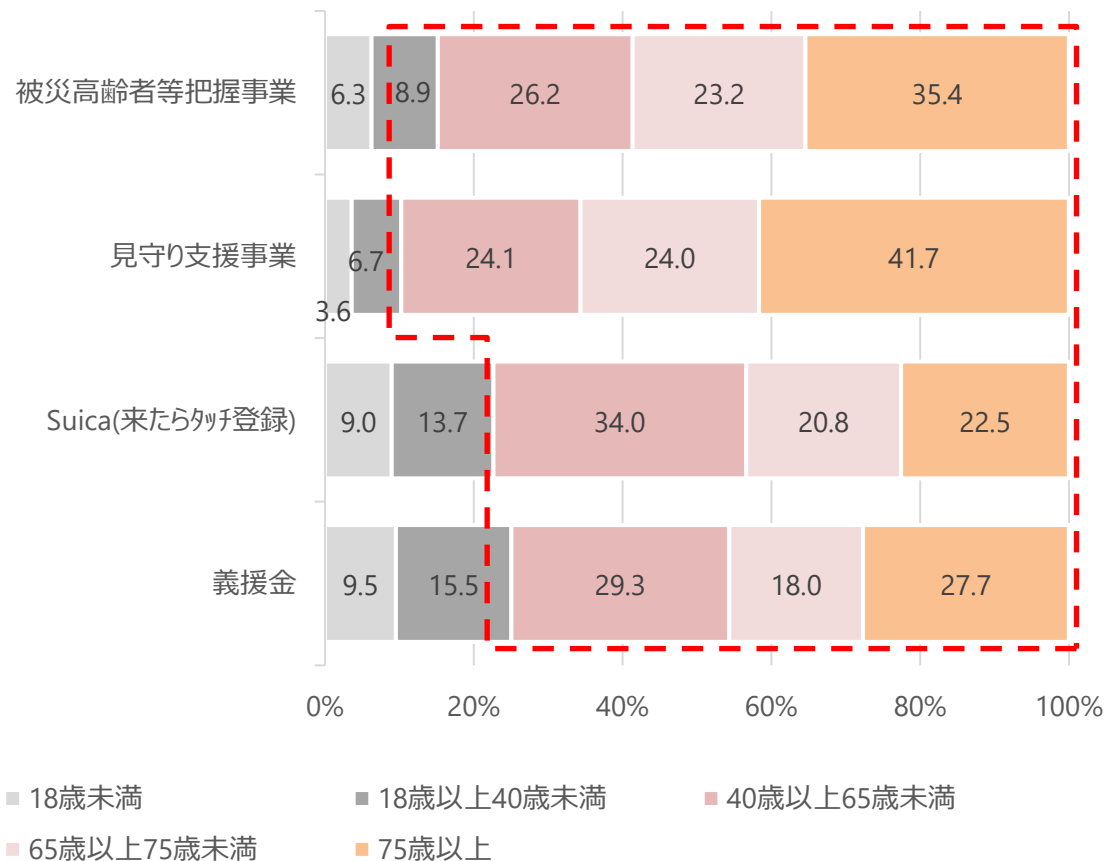


行政コスト高 補足対象者多

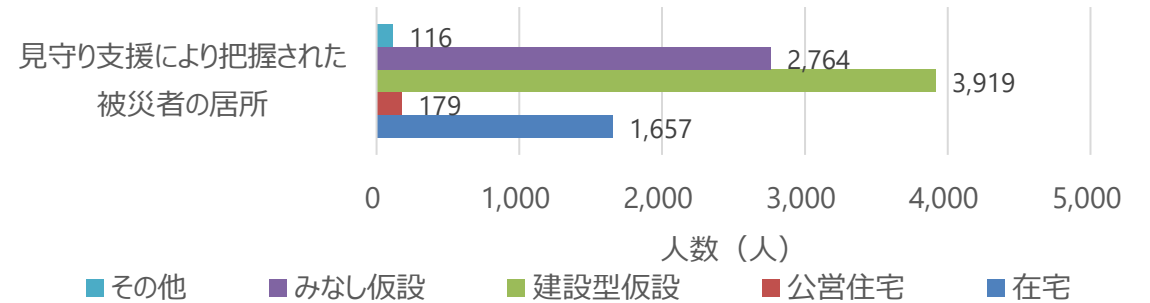
アウトリーチによって情報を取得できた被災者①

- アウトリーチによって把握できたのは40歳以上の被災者が中心。
- 事業によって把握しているデータ項目・様式が異なっている。

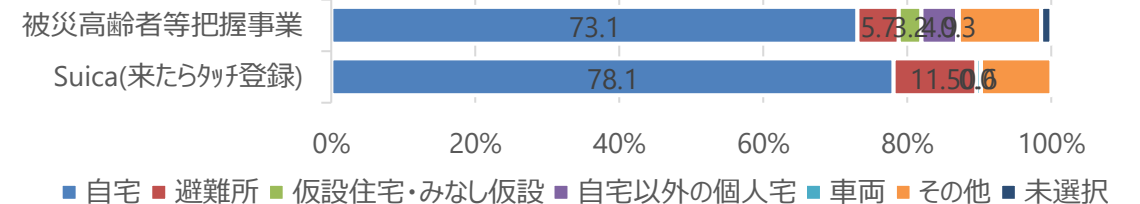
把握された被災者の年齢（チャンネル別）



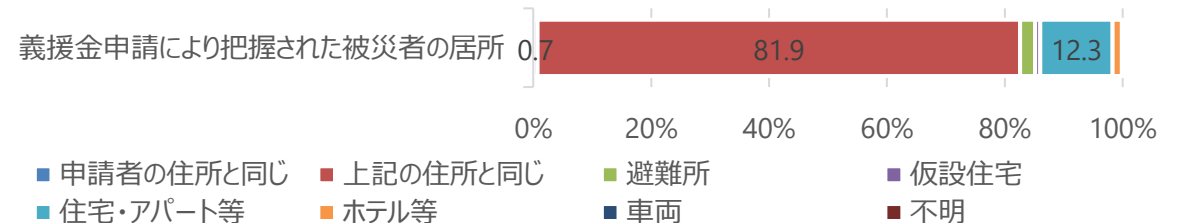
把握された被災者の居所（見守り支援）



把握された被災者の居所（チャンネル別）



把握された被災者の居所（義援金申請）



アウトリーチによって情報を取得できた被災者②

- 避難所外避難者の把握（被災高齢者等把握事業）では、病気・怪我などの情報が多く把握される。
- 災害ケースマネジメント（被災者見守り・相談支援事業）を通じて、被災者の属性（要配慮事項）を把握。
- 医療・福祉に関する情報に加え、その他日常生活において配慮が求められる情報も取得している。

単位：人

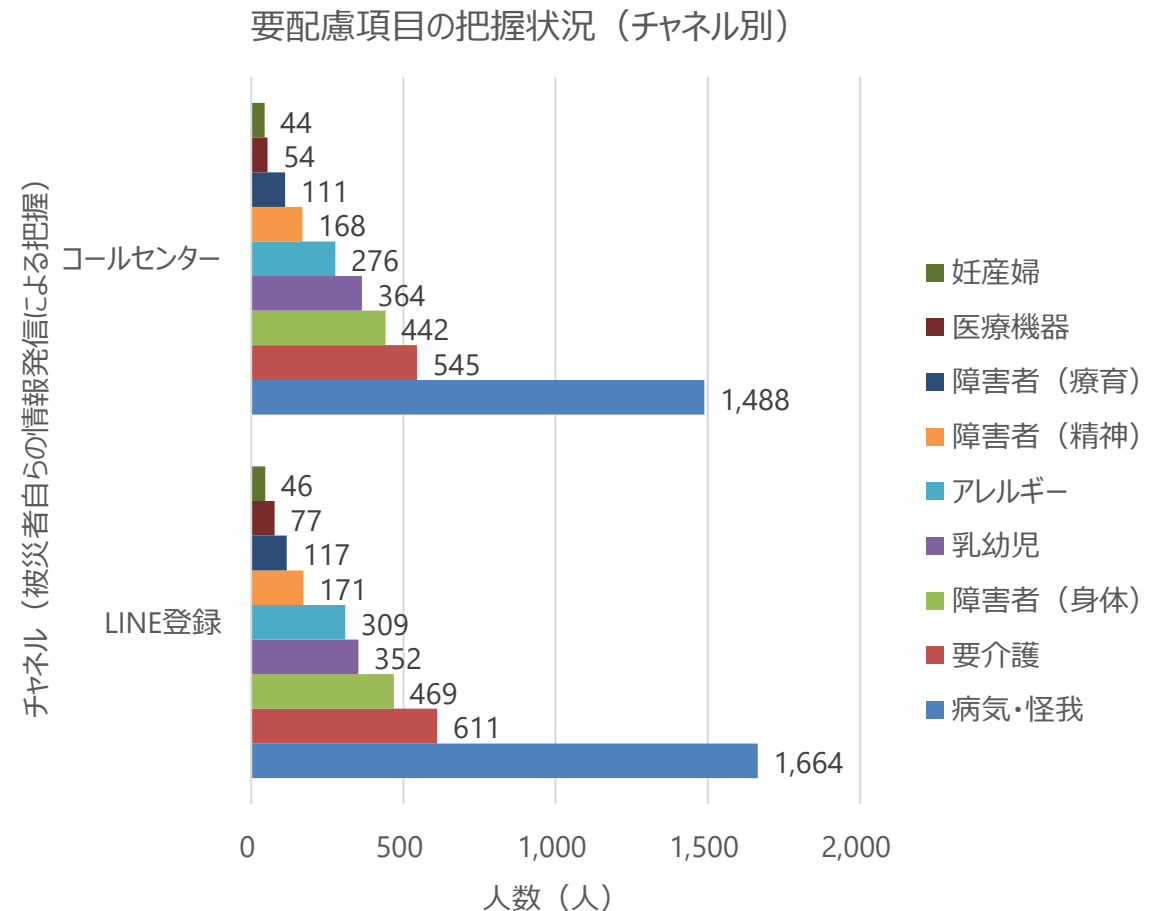
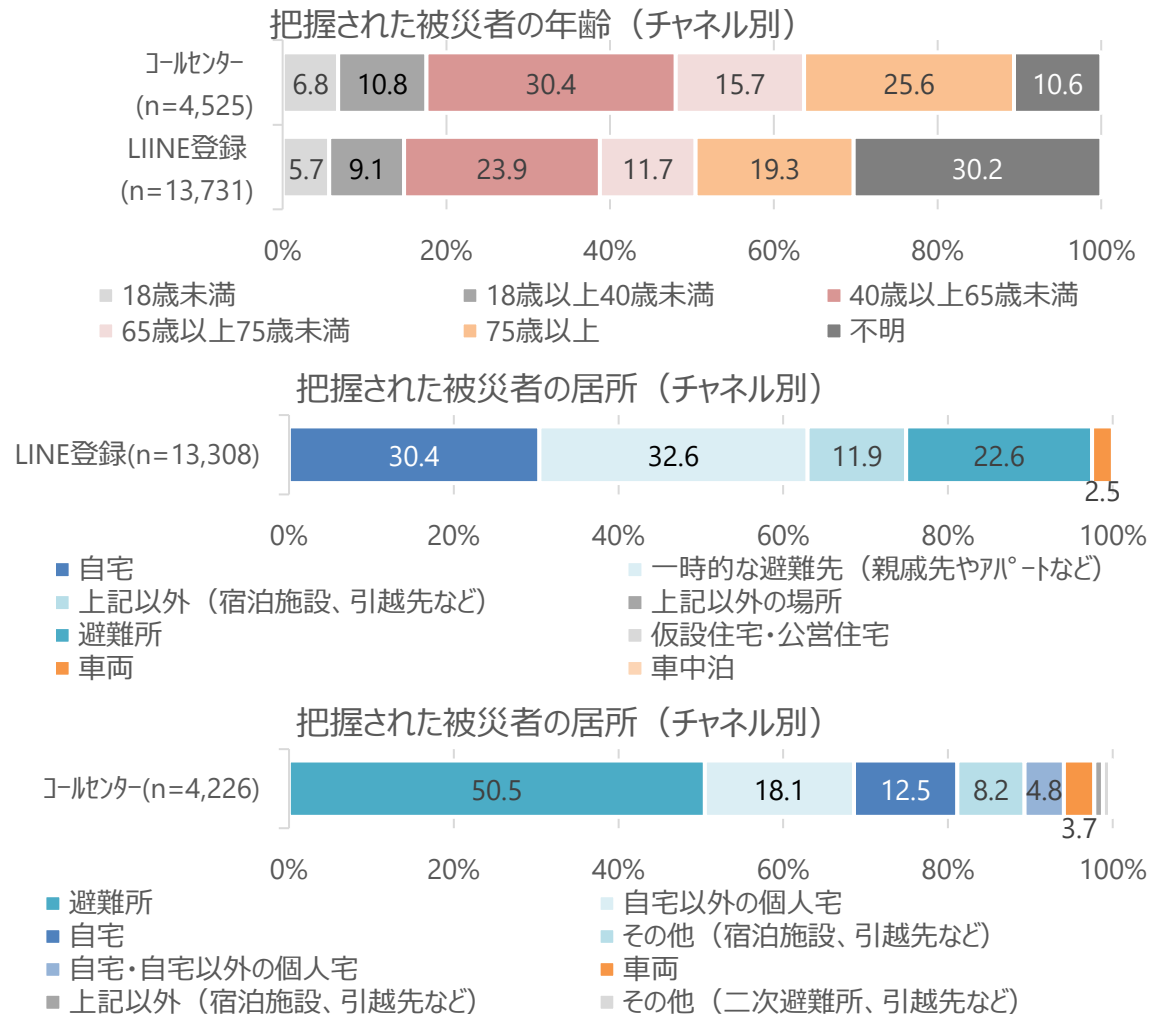
※項目（要配慮事項）のチェック項目（複数回答可）を示す。

	高齢単身世帯	高齢のみ世帯	病気・怪我	妊産婦	乳幼児	障害者（身体）	障害者（知的）	障害者（精神）	要介護	医療機器	ひきこもり	虐待	アレルギー	外国人	ペット	その他
被災高齢者等把握事業 (n=10,094)	—	—	1,749	7	32	342	71	126	91	6	—	2	23	7	87	235
被災者見守り・相談支援事業 (n=9,035)	1,028	2,717	386	9	91	215	97	134	266	38	21	—	—	4	460	1,056

「その他」として把握されている情報が多い。
分類できない聞き取り事項を収集する項目の必要性がうかがえる。

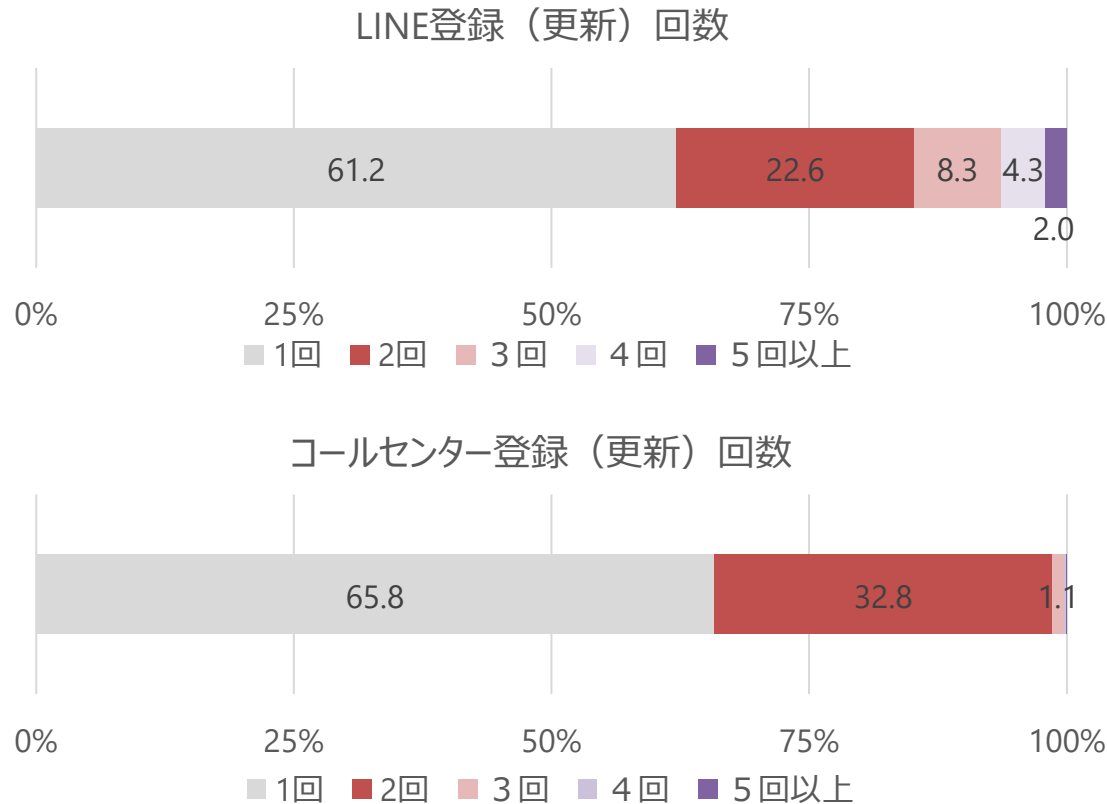
被災者自らの情報発信によって情報を取得できた被災者①

- LINEで把握できた被災者は40歳以上が中心。
- 被災者自らの情報発信により取得できた要配慮項目のうち、病気・怪我が最も多い。



被災者自らの情報発信によって情報を取得できた被災者②

- LINE、コールセンターともに、罹災証明書や給付金の案内など、今後の行政からの支援のために活用することを想定して展開。
- LINEを通じて2回以上データを登録（更新）した人は4割弱。コールセンターも同様の傾向を示す。



県内外のみなし仮設住宅、公営住宅及び親戚宅等に避難されている方を対象に、今後の支援のため、**連絡先等を登録する窓口を開設中**（WEB）

広域避難する被災者

TEL WEB

LINE
(石川県公式アカウント)

① QRコード読込 → ②登録メニュー選択 → ③必須項目入力

<登録情報>
避難先、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、メールアドレス等

※ 避難先が変わった場合などは、登録情報の変更をお願いします。

<利用目的>
罹災証明書や給付金のご案内など、今後の行政からの支援のために活用（県から登録者へ情報提供、県から住所地市町へ登録情報の提供）

広報強化中

(2)活用する具体的な業務 データの活用業務実態



「被災者データベース」を活用した事例

- 「被災者データベース」に登録・連携した情報は、以下のような業務に活用した

業務類型	業務	概要
避難	広域避難対策 (避難所運営業務)	ライフラインの状況等を鑑み、輪島市から2次避難の要請を受け、 被災市町および県、広域避難先市町間で被災者情報を連携し、累計73人の広域避難および健康確認等を実施した 一部活用
	孤立集落救助支援	被災者データベースに登録されている 世帯の居所情報および石川県土木部が公表する道路規制情報、空中写真、モバイル空間情報等を重ね合わせたCOPを作成し、孤立集落の状況を把握した
把握	被災高齢者等把握事業	被災市町および支援機関が、在宅高齢者等の居所や訪問記録情報を被災者データベースを活用して共有し、支援の届かない被災者を作らない取組を一定期間、集中的に実施した 一部活用
見守り	被災者見守り・相談支援等事業	仮設住宅入居者等の自立・生活再建状況および健康状況について、個別の相談等を通じて確認し、生活再建に向けた課題解決に向けて、 各支援者間で被災者データベースを活用して情報共有を行い、継続して支援を実施している 一部活用
給付	義援金（特別給付分）の給付	市町が独自に実施する義援金給付において、 石川県の義援金給付情報を連携することで、市町が被災者に対して、プッシュ型で義援金を給付 また、 石川県実施の義援金給付申請手続きが済んでいない人を抽出し、情報発信を実施した 一部活用
その他	入浴支援	石川県が交通系ICカードを活用して被災者の居所情報を把握 また、 入浴施設で配布・活用し、受付簿や施設での入力作業の手間を削減 -41-

「被災者データベース」の活用を検討した事例

- 必要な情報がデータベースに登録されていなかった、データ授受に係る整理を行えていなかった、既に作成されている業務フロー中に後からデータベース活用を追加することができなかつたため、活用できなかった

業務類型	想定した活用方法	活用を想定した頻度	活用できなかった要因	具体的な事例	
避難	1.5次および2次避難所への避難および健康確認等を実施するにあたり、被災者データベースを活用し、関係者間で被災者情報の連携を実施	2次避難実施準備～避難先での健康確認の間、随時	既に市町で作成された業務フロー中に後からデータベースの活用を追加することが困難であったため、一部活用できなかった	広域避難対策	市町 都道府県
把握	被災者を把握した際に、データベースへ情報連携を行い、各支援者間で被災者データベース上で情報共有、継続して支援を実施	被災者を把握～支援までの間、随時	支援実施者による被災者アセスメントが紙で作成されており、被災者情報も支援実施者に確実に連携されなかつたため、一部活用できなかった	被災高齢者等把握事業	都道府県
見守り	被災者への個別訪問にあたり、在宅状況等を把握するために、電気事業法第34条に基づき、電力データを活用	被災者への支援	システムへのデータ登録は行ったが、他情報との連携にあたる突合作業の工数がかかったことから、他災害対応業務を優先的に実施したため	見守り支援業務	都道府県
給付	被災者から初めて給付申請された際の情報を被災者データベースに取り込み、当該情報をもとに、他給付金等についても、都度申請するのではなく、プッシュ型で給付を実施	被災者への給付までの間、随時	プッシュ型給付を実施するにあたり、必要な情報がデータベース連携されなかつたため また、既に市町で作成された業務フロー中に後からデータベースの活用を追加することが困難であったため	市町の義援金、生活再建支援金、災害弔慰金、災害障害見舞金等	市町 都道府県
その他	避難者の投票機会を確保するために、居住市町外に避難し、投票に不安を抱えている有権者に対して、不在者投票制度の周知をデータベース上の情報を活用して実施	1回	法令や制度上は名簿情報を活用できることを確認できたが、業務担当課が保有する最新情報の一部しか、被災者データベース上に取り込めていなかったため	行政委員会業務（選挙等）	都道府県
	データベース上の情報を活用し、居住市町外に避難した被災者に対して、郵送およびLINEで支援制度等に係る情報を発信	40回程度（9月中旬頃まで）	データベースに必要な情報が登録されていなかったほか、業務実施にあたり、名寄せ等を行った情報を特段必要としていなかったため	被災者への広報業務	都道府県

連携を想定した名簿 例

- 避難行動要支援者名簿・個別避難計画

連携できなかった要因

- 市町によって対象者の定義や記載項目、更新頻度にバラつきがあり、連携することで誤った情報を集約してしまう可能性があった

【参考】広域避難対策（避難所運営業務）

- 奥能登豪雨では、2次避難の実施にあたり、事前に①意向確認票の連携ができず、情報項目を把握できていなかったために、被災者に同じ項目を聴取することとなり、2次避難実施までのリードタイムを要した

赤字部分が重複した項目

①意向確認票（被災自治体において実施）

- 基本4情報（氏名・性別・住所・生年月日）
- 連絡先
- 家族構成
- 現病歴
- 福祉手帳/介護認定
- 生活状況（介助有無）
- 食事への配慮事項の有無
- 住環境
- 相談事項

※名寄せに必要
※名寄せに必要

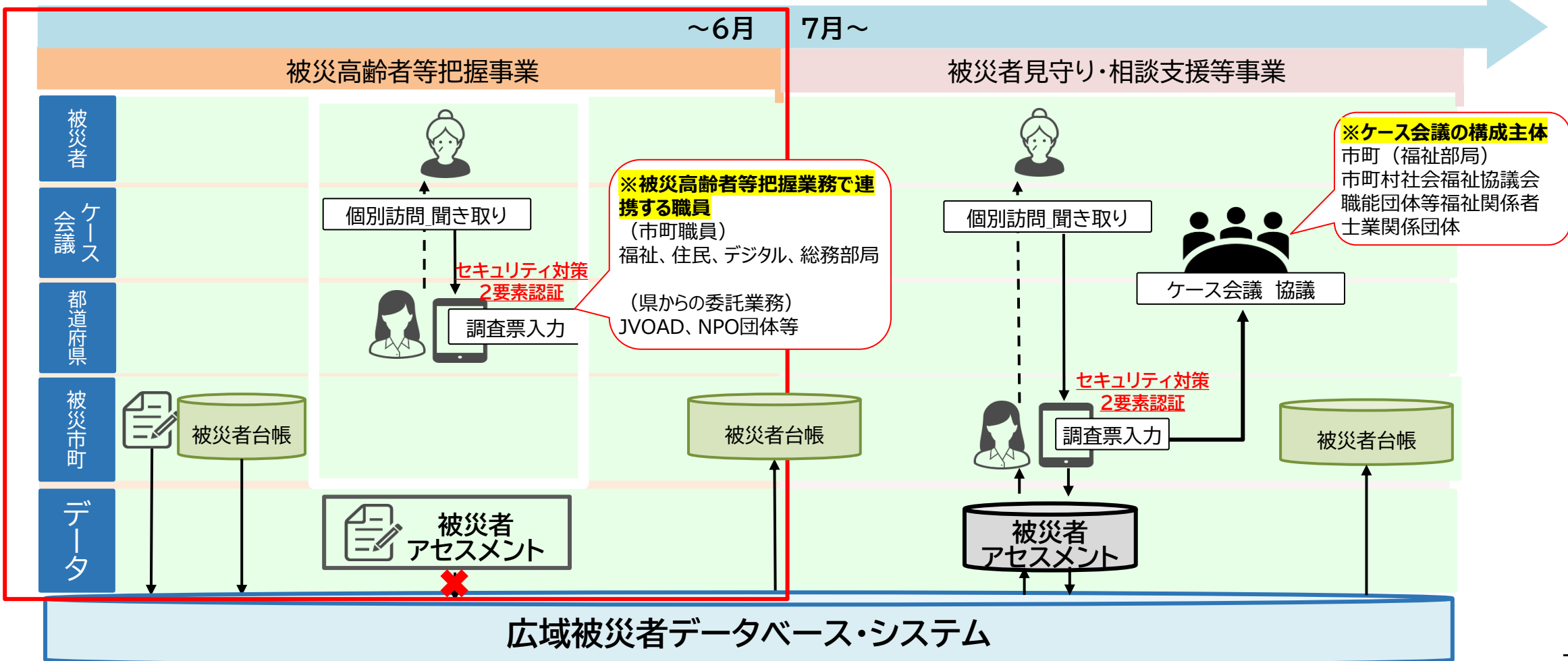
②健康確認票（石川県において実施）

- 基本4情報（氏名・性別・住所・生年月日）
- 連絡先
- 障害の程度（福祉手帳/介護認定）
- 日常生活状況（介助有無）
- 現病歴
- 服薬状況
- かかりつけの医療機関への通院頻度/手段
- 食事への配慮事項の有無

※名寄せに必要
※名寄せに必要

【参考】被災高齢者等把握事業

- 被災高齢者等把握事業においては、支援実施者による被災者アセスメントは紙で作成されており、デジタル化されておらず、データベースに一部連携ができなかった
- 事前に関係者間での要支援者に係るアセスメント情報連携に関するすり合わせができず、業務実施者が対象者に対し、優先順位を立てて訪問することができなかった



(3)個人情報の取り扱いについて(制度面、セキュリティ面の措置)



- 多様な関係者が「被災者データベース」を通じて個人情報を支援業務に活用できるためには、顕在化している個人情報の取り扱いに関する課題への対応を取りまとめ、今後の災害時に円滑に支援を行える備えとすることが必要
- 本日は石川県の対応実態をお示しするため、国、都県、市町、支援者、有識者等の皆様から、提示の対応をもって同様の事由発生時に円滑に対応あたることのできるか、このほかご対応されている業務の視点から発生している課題があるかご意見をいただきたい
- 個人情報の取り扱いに関して、被災者個人や支援を行う市町村、民間支援者の各立場からぶつかった障壁や懸念について、今後開催予定のワークショップにてご議論いただき、対応策を整理したい
- 広域避難に際して被災者の個人情報を活用し、迅速に適切な支援を行うためを利用したい場合に直面した個人情報の取り扱いに課題について、専門家への照会を踏まえた対応策を導入手順書に整理する

■石川県での対応において特に課題となった事例

1. 被災者台帳や被災者DBに関する都道府県の役割とトリガー
2. 避難行動要支援者名簿／個別避難計画の活用
3. 災害ケースマネジメント等で支援に携わる民間の支援者との情報連携
4. 個人情報の取り扱いに関する対応を検討するための体制構築
5. マイナンバーの活用

事例1 被災者台帳や被災者DBに関する都道府県の役割とトリガー

■被災者台帳や被災者DBに関する都道府県の役割とトリガー

【業務】

広域避難(1.5次避難や2次避難)・避難所外の被災者が多数に及ぶ中、市町の枠組みを超えて被災者一人ひとりの被害の状況を適切に把握し、公平な支援を効率的に実施するため、被災者の情報を一つのデータベースに整理し、その支援情報を記録するとともに、情報連携を行う必要性が生じた

課題

被災者台帳の作成	被災者台帳情報の利用	被災者台帳情報の提供
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 被災者の支援に必要な被災者台帳の作成主体は市町村に限られているが、被災市町の職員らの被災が甚大で、人員不足から被災者台帳の作成・更新ができない状況 ✓ 災害対策基本法で市町村が「作成することができる」とされている「被災者台帳」が市町村の判断により作成されない場合には、都道府県が積極的に被災者の個人情報を利用および提供することへの関与が難しい ✓ 市町村が作成する被災者台帳で記録する項目は法律上定められているが、運用上のデータ項目の様式は定められていないため、6市町間で項目の統一が必要となった <p>(根拠法: 災害対策基本法90条の3)</p>	<p>6市町が被災者台帳を作成しても、被災者情報の更新業務に被災市町から人員を割くことができない</p>	<p>石川県が提供を受けた6市町の被災者台帳に、石川県が収集したもので市町では必ずしも保有していない被災住民の情報を提供する必要があった</p>

対応

<p>「被災者台帳」の作成と自治体間での共有を補助・補完するための役割として被災者データベースを位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> • 6市町は、それぞれに住民基本台帳情報を基にして全住民の基本4情報を網羅した「被災者台帳」を作成を実施 • 石川県は、令和6年1月1日時点で6市町に居住するすべての住民(約12万人)を「被災者」として支援することとした。 • 被災者台帳の作成は被災市町が実施し、避難先の地方公共団体との情報の受け渡しに係る事務は石川県が実施 (広域避難者受け入れ側の市区町村や都道府県が把握する被災者の情報を整理し、その支援情報を記録するとともに、被災者の住民票がある被災6市町と必要な情報連携をするため) • データ項目を統一するため、システムベンダーや市町とデータ連携のための調整を行い、被災者台帳情報の提供を受けた 	<p>6市町から石川県が各々保有する被災者台帳情報提供を受けることとし、市町に代わって台帳情報の利用を可能とした</p> <p>(根拠法: 災害対策基本法90条の4第1項本文、同項3号、災害対策基本法施行規則8条の6第2項)</p>	<p>被災者台帳を作成する過程で他の地方公共団体等の保有する個人情報を収集できる(他の地方公共団体等の立場から見れば、個人情報を6市町の被災者台帳へ提供できる)と整理し、県が保有する情報を提供した</p> <p>(根拠法: 災害対策基本法90条の3第4項)</p>
---	--	--

事例2 「避難行動要支援者名簿」及び「個別避難計画」の活用

■「避難行動要支援者名簿」／個別避難計画の活用

【業務】

広域避難(1.5次避難や2次避難)・避難所外の被災者が多数に及ぶ中、市町の枠組みを超えて被災者一人ひとりの被害の状況を適切に把握し、公平な支援を効率的に実施するため、被災者の情報を一つのデータベースに整理し、その支援情報を記録するとともに、情報連携を行う必要性が生じた

【課題】

「避難行動要支援者名簿」及び「個別避難計画」の活用(別紙のとおり)

【対応】

「避難行動要支援者名簿」及び「個別避難計画」は活用できなかった

▼災害対策基本法(抜粋)

(避難行動要支援者名簿の作成)

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの(以下「避難行動要支援者」という。)の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置(以下「避難支援等」という。)を実施するための基礎とする名簿(以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。)を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 電話番号その他の連絡先
- 六 避難支援等を必要とする事由七前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

事例2 「避難行動要支援者名簿」及び「個別避難計画」の活用(データの利活用)

- 令和6年能登半島地震への対応にあたっては、広域避難者(1.5/2次)や避難所外被災者が多数発生
- 広域避難所の運営(避難者の健康管理等)、避難所外被災者への支援の提供(被災高齢者等の状況把握、医療や福祉的支援へのつなぎ等)を実施

<発災時の利活用(現場ニーズ)>

被災自治体

- ・要支援者の避難支援
- ・要支援者の安否確認の実施
⇒被災高齢者等、避難所外避難者の状況把握

避難先自治体/支援機関

- ・要支援者の広域避難のための情報伝達
⇒受け入れ体制整備(受入先の調整、資機材の準備等)
- ・避難先での要支援者への支援
⇒医療機関への送迎、生活必需品、物資の提供等
- ・要支援者の安否確認の実施
⇒被災高齢者等、避難所外避難者の状況把握
- ・災害時における迅速な情報共有
⇒災対策に基づき、情報提供を受けたい

○ 「避難行動要支援者名簿」、「個別避難計画」の策定状況

<避難行動要支援者名簿(災対法第49条の10)>

平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、市町村に対し、要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿(避難行動要支援者名簿)の作成を義務付けた制度

<平常時からの名簿情報の提供>

① 避難行動要支援者名簿
② 確認書の送付
③ 確認書の受理
④ 確認書により同意を得た避難行動要支援者名簿の提供
⑤ 支援のための調査/相談/支援プラン提示

※ 災害時は、本人の同意を得ていない要支援者の名簿を提供

【石川県内の策定状況】

- 名簿更新 半年~1年に1回: 3団体
概ね1年に1回 : 16団体
- 掲載範囲 要介護認定 : 19団体
身体障害者 : 19団体
知的障害者 : 19団体
精神障害者 : 15団体
難病患者 : 2団体
自治会等必要を認めた者 : 13団体
自ら掲載を希望した者 : 17団体
その他 : 12団体
- 平時からの情報提供団体 : 19団体
- 人口に占める要支援者数 : 9.6%

<個別避難計画(災対法第49条の14)>

令和3年3月の災害対策基本法の一部改正により、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化

【石川県内の策定状況】

- 策定済 : 1団体(5.3%)
一部策定済 : 13団体(68.4%)
未策定 : 5団体(26.3%)
- 庁外連携の取組状況
実施中: 8団体(42.1%)
検討中: 9団体(47.4%)
未検討: 2団体(10.5%)
- 平時からの情報提供団体 : 19団体
- 人口に占める要支援者数 : 9.6%

出典)避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況の調査結果(R5.1.1現在)
<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/r4hinan.pdf>

○ 「避難行動要支援者名簿」、「個別避難計画」の情報を活用を検討

- 【課題】**
- ・ 名簿情報の利用及び提供の主体が市町村長に限られているため、市町村長が必要と認めない場合は、提供を受けられない。
 - ・ 災害時に市町村長が避難先自治体や支援機関からのニーズに応じて名簿情報を提供するプロセスが決まっていない。

- 【対応】**
- ・ 「避難行動要支援者名簿」及び「個別避難計画」の情報を活用できなかった。(被災者データベースに情報連携できなかった)49-

■災害ケースマネジメント等で支援に携わる民間の支援者との情報連携

【業務】

被災高齢者等把握事業、被災者見守り・相談支援等事業等

【課題】

- ・ 市町村が保有している被災者台帳情報を民間支援団体等へ外部提供する場合には、災害対策基本法90条の4を根拠とすることができない。
- ・ 被災者の個人情報をも民間支援団体等との間で共有する場合には、個人情報保護法69条2項1号が定める「本人の同意」が取得できるかどうか、同法69条2項4号が定める「明らかに本人の利益になる」又は「特別の理由がある」かどうかを個別に判断しなければならなかった
- ・ 被災者へのアウトリーチ事業の速やかな立ち上げが重要になるが、委託契約を結んでいない民間支援者への個人情報の提供が可能か／受領した情報を被災者DBに取りこむことが可能か判断に迷った(特に災害支援に入っていたボランティア団体など、契約や協定など取り交わしのない民間事業者)

【対応】

- ・ 石川県の場合、委託契約、協定等の取り交わしがある場合のみ、情報提供可能とした

【残る課題】

- ・ 速やかな立ち上げと民間事業者や専門士業団体との連携が不可欠なアウトリーチの事業において、委託契約や協定の取り交わしが間に合わない場合の民間支援者との情報共有の可能性

事例4 個人情報取り扱いに関する対応を検討するための体制構築

■個人情報の取り扱いに関する対応を検討するための体制構築

【業務】

石川県が基礎自治体の枠を超えて広域避難する被災者を把握し支援の提供を目指す中で、広域避難(1.5次避難や2次避難)・避難所外の被災者が多数に及び、自治体や支援団体間における個人情報の提供や利用について法的な根拠を整理する必要性が生じた

【課題】

被災者DBの構築にあたって、被災者支援に必要な被災者の個人情報を県が取り扱うための法的課題を整理する必要があったが、担当者が定まっていなかった

【対応】

発災時、被災者DBを構築するためにデジタルの担当者が県庁内での個人情報保護の取り扱いに関する所管部署や、内閣府防災、個人情報保護委員会と直接やりとりをし、個人情報の取り扱いについて助言をいただいた

【残る課題】

発災後、政策法務の担当者が災害対応部署と連携して機動的な動きが実現できるような平時からの体制構築

事例5 マイナンバーの活用

■マイナンバーの活用

【業務】

被災者DBにおける名寄せと個人の特定

【課題】

- 被災者台帳から個人を特定できるキー項目であるマイナンバーは、被災者台帳の作成にあたっては利用することができるが、他の地方公共団体との間で「台帳情報の提供」に利用することはできない
- マイナンバーを利用することができる事務処理が別表に定められているが、このうち「被災者台帳の作成に関する事務」は具体的にどの範囲を指すのか即時判断することが難しい
(根拠法: 番号利用法第9条第1項及び別表)
※1 被災者台帳作成市町村内での「台帳情報の利用」については番号利用法第9条第2項に基づき条例に規定すれば可能

【対応】

※出所：内閣府（防災担当）平成29年3月「被災者台帳の作成等に関する実務指針」

広域被災者DBにおけるIDとしてマイナンバーを活用することができなかつたため、独自の識別子を作成して運用した

▼行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(抜粋)

第九条 別表の各項の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者(法令の規定により同表の当該各項の下欄に掲げる事務の全部若しくは一部を行うこととされている者又は当該事務に準ずる事務(個別の法律の規定に基づく事務を除き、当該事務の性質が同表の当該各項の下欄に掲げる事務と同一であることその他政令で定める基準に適合する事務に限る。)として主務省令で定めるもの(以下この項において「準法定事務」という。))を処理する者として主務省令で定めるもの(第十九条第八号において「準法定事務処理者」という。))がある場合にあっては、その者を含む。第四項において同じ。))は、同表の当該各項の下欄に掲げる事務(準法定事務を含む。同号において同じ。))の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。))又は防災に関する事務その他の事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

▼番号利用法第9条第1項及び別表五十五(抜粋)

五十五 市町村長	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の作成、罹災証明書の交付又は被災者台帳の作成に関する事務であつて主務省令で定めるもの
----------	---

【参考】被災者台帳の作成

■災害対策基本法(抜粋)

(被災者台帳の作成)

第九十条の三 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳(以下この条及び次条第一項において「被災者台帳」という。)を作成することができる。

2 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
- 六 援護の実施の状況
- 七 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- 八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項



■災害対策基本法施行規則(抜粋)

(被災者台帳に記載又は記録する事項)

第八条の五 法第九十条の三第二項第八号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 電話番号その他の連絡先
- 二 世帯の構成
- 三 罹災証明書の交付の状況
- 四 市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- 五 前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- 六 被災者台帳の作成に当たつて行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号 **マイナンバー**
- 七 前各号に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項

情報提供関係

【参考】被災者台帳の利用、提供

■災害対策基本法(抜粋)

(台帳情報の利用及び提供)

第九十条の四 市町村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第一項の規定により作成した被災者台帳に記載し、又は記録された情報(以下この条において「台帳情報」という。)を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

- 一 本人(台帳情報によつて識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。)の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- 二 市町村が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- 三 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

2 前項(第一号又は第三号に係る部分に限る。)の規定による台帳情報の提供に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

【参考】 個人情報利用および提供

■個人情報の保護に関する法律(抜粋)

(利用及び提供の制限)

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。



個人情報の取り扱いに関する石川県の対応実態（制度面）

その他の石川県で直面した課題

- 住民基本台帳等の情報を被災者台帳に連携することは想定されているところだが、住民基本台帳等の情報を広域被災者DBに連携することが問題ない旨の整理に慎重を期した
- 世帯の情報(世帯番号、住所、世帯人数、続柄等)は個人情報に該当しない認識だが(個人の特定までは不可)、例えば地図上にどの世帯があり、どんな道路寸断が発生、どの住宅が床上浸水しているか、等を広く公開することは可能なのか
- 安否不明者の情報の取り扱いとして、公表された個人であっても個人情報の適用は同様となるが、公表された個人情報のみ実装されているシステムを支援団体等に利用いただくのが問題ないのか
- 個人情報を県と市町間でやり取りするために、提供依頼の申請書を発出する業務負荷が大きかった(対象の市町がNある場合、1-Nの発出が必要?など)
- 災害対策基本法に基づき目的外利用を行う前提の一方で、事業の要件を整理するなかで各種様式に本人同意欄を設けた場合、例えば、☑のし忘れなどが発生すると当該情報は目的外利用ができなくなるのか
- 広域被災者DBを利用するユーザーにプラットフォームを使う上での共通ルールを作る必要に迫られ、必要なドキュメントの種類の整理やドキュメントの作成に時間を要した
- 複合災害が発生した場合の個人情報の取り扱いとして、以下のようなケースをどう整理すべきか
①能登半島地震と②大雨災害の複合災害が発生した場合に、同一の被災者であれば、①の情報を、②の支援に活用することは可能なのか。またその逆は可能なのか、など
- 災害対策基本法を根拠法とした場合、いつまで個人情報の利用及び提供が可能なのか、解釈が難しい
- 災害救助法の求償範囲に、被災者DBの運用費が含まれる想定をしていくことはできないのか(被災者支援のための統合システム整備費も当然必要なのでは)
- 収集した個人情報を選挙の不在者投票制度周知のために利用を行うことは可能か (被災者の支援に必要な限度、という点について、どこまでが可能な限度に該当するか)
- 個人情報保護法は、「個人情報」を生存する個人に関する情報に限っており、提供を受けようとする被災者台帳情報の範囲に死者は該当しないため、死者に関する情報の取扱いとして死者リストを市町から県に提供いただくための根拠の整理が困難

石川県の対応

災害対策基本法に基づき、被災者台帳の情報を被災者DBに連携することとした。

世帯の情報それ自体では特定の個人を識別することができない情報であっても個人情報の保護に関する法律第2条第1項が定める通り「ほかの情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる」場合には、当該行政機関等における個人情報に該当すると判断。そのため、県職員及び支援職員のみ利用に留めた

公表されているか否かにかかわらず、特定の個人を識別することができる場合には、個人情報に該当すると判断し、県職員及び支援職員のみ利用に留めた

各被災6市町に対して被災者台帳の情報提供の依頼にかかる通知文を発出。(災害対策基本法90条の4) 広域被災者の支援に係る情報の連携については、被災6市町及び石川県の連名で全国の自治体に依頼文の発出を行った(災害対策基本法90条の3)

災害対策基本法に則ったうえで、目的外利用に関して本人同意が取得できていない場合の情報の利用および提供を以下のように整理した

- 被災市町から県への情報提供(災害対策基本法90条の4)
- 県での内部利用(個人情報保護法69条2項2号)
- 県から市町への情報提供(個人情報保護法69条1項、および災害対策基本法第90条の3)

「被災者データベース利用規約」「被災者データベースプライバシーポリシー」「被災者データベースセキュリティポリシー」等を新規作成し、ユーザーのアカウント申請及びログイン時には確認・同意いただくこととした。

情報の利用にかかる同意の文言の訂正を行った
例令和6年奥能登豪雨にかかる住民情報の提供依頼の発出
令和6年能登半島地震および奥能登豪雨にかかる被災者支援のための情報提供 等

被災者支援(被災者データベースの利用)が終わる、仮設住宅の退去期限までなどが考えられるが検討中

県では来年度予算として予算要求を予定。

「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」や内閣府防災や個人情報保護委員会にも確認し、個別具体の事象について、被災者の支援に必要な限度もしくは相当な理由(特別な利用)に該当するか整理をおこなった。

(発災当時の被災者台帳情報の提供として整理できないか)個人情報保護委員会に確認中

- システム面では、セキュリティの確保の観点で技術的側面と规则的側面から保護措置を実施
- 支援業務に紐づきシステムの使い方と捉える課題は様々あるが、今回はまずシステムの立ち上げ・起動の運用開始フェーズにおける対応を整理

システム運用開始フェーズにおいて懸念した課題

事業関係者に対して事業に必要なデータ毎にアクセス権限を細かく制限する必要がある、複雑な権限設定から、参照すべきユーザーに付与できないことや、参照すべきでないユーザーに誤って付与してしまう懸念があった
懸念事由の例)

- 個人情報を取扱うに際して不適切な場所から市町職員が、被災者の個人情報にアクセスできる状態
- 市町職員ではない民間等の庁外ユーザーが被災者情報を参照することができてしまい、不正に持ち出して利用できる状態
- 援護の実施に必要なない被災者情報をユーザーがアクセスできる状態
- ユーザーによる個別の考え方や解釈の異なりが事故・犯罪などの様々な脅威、漏洩、滅失又は毀損を誘発する状態

上記のような漏洩・不正利用・プライバシー侵害や法令違反等の問題が実際に発生した場合、住民の信頼を著しく損ない、被災者データベース事業が実現できなくなる可能性がある

セキュリティ面における保護措置

■ 技術的

- IP制限
 - プラットフォームへのアクセスをIPアドレス単位で制限することでアクセスできる場所を制限
- 2段階認証
 - アカウントにアクセスする際にパスワードだけではなく、携帯等を用いた追加の認証がないとログインできないように制限
- アクセス制限
 - アカウント単位でのデータへのアクセス権限、セル単位での制限、個人情報を含むデータへの追加制限(マーキング機能)

■ ルール

- 被災者データベース利用規約

行政職員、委託契約など取り交わしのある民間支援者等が個別の考え方や解釈で個人情報の取扱いにあたることで生じるリスクを防ぐため、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施することを目的として運営し提供する被災者データベースの利用の共通のルールを定めたもの

- 被災者データベースプライバシーポリシー

- 被災者データベースセキュリティポリシー

※前提として、利用する地方公共団体が定める情報セキュリティポリシーに準拠

【参考】被災者DBのデータ参照権限

利用ユーザーの種類 アカウント発行の際は被災者DB利用規約に基づき、**申請書をもとに個人アドレスごとに発行**。※アクセス者を特定するためグループアドレスは不可

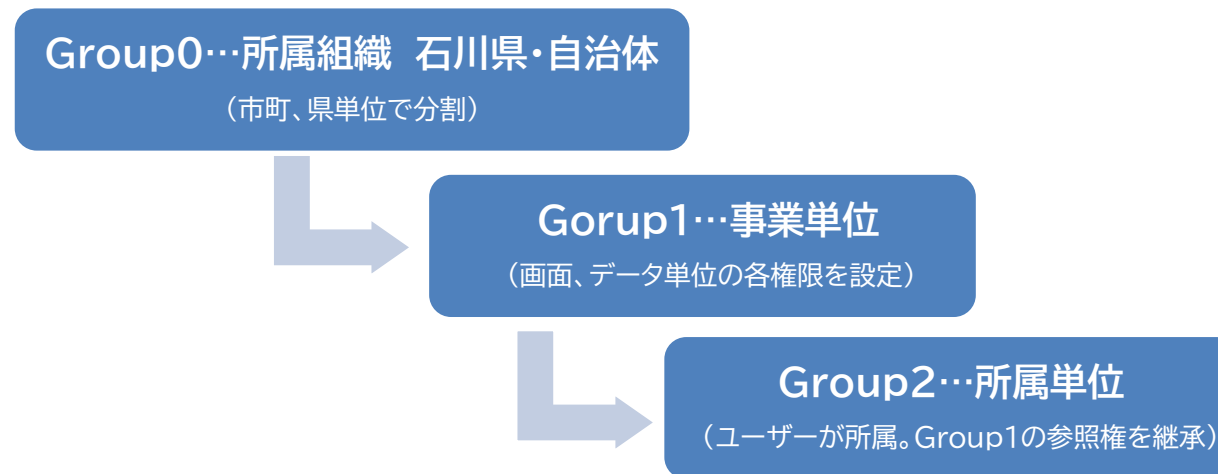
カテゴリ	具体的な対象者
被災者DBの管理運用（管理者）	デジタル推進監室、Palantir
県事業に係る所属	復興部、健康福祉部、建築住宅課、デジタル推進監室（事業でのみ利用のユーザー）
被災6市町	輪島市、珠洲市、七尾市、穴水町、能登町、志賀町
外部支援団体等 （外部支援団体 ⇒ 県、市町 ⇒ 管理者 への申請に基づきアカウントを発行）	デジタル庁、社協、JOCA、ISK、委託先ベンダー 等...

ユーザー・グループ単位のアクセス権限を設定

✓ 各データのアクセス権限は、「グループ×事業・業務データ」のマトリクスにて設定

- (例) 石川県 Suica来たらタッチ入浴支援事業のユーザーの場合
- Group0…石川県 被災6市町の情報が参照可能
 - Group1…入浴支援事業
 - Group2…Suicaデータ分析担当、薬事衛生課、デジタル庁の担当者
業務データとしては、Suicaの情報のみ参照可能
(義援金や罹災証明書発行状況などはわからない)

【グループ階層構造】



【参考】被災者DBのデータ参照権限



【各グループと業務管理区分(サンプル)】

【統合情報】
 ✓ 被災者個人が各支援を受けた・受けていないか
 ✓ 最新の居所

Group 0	Group 1	Group 2	業務									
			住民情報	統合情報	罹災証明	1.5次避難者	2次避難者	自主避難者	公営住宅	みなし仮設	県義援金	...
石川県	管理者	管理者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
石川県	義援金支給	●●課 委託ベンダ	○									○
石川県	見守り支援	●●課	○	○						○	○	
市町	避難所運営	●●課 ●●課	○			○	○	○			○	
市町	見守り支援	●●課 社協 見守り支援団体	○	○					○	○		
市町	○							○		○

業務を行う支援機関及び部局等を特定し、グループ化。
 例) 義援金支給のグループで権限付与

各業務で必要な情報のみにアクセスできるよう参照権限を付与。

【参考】被災者DBのデータ参照権限

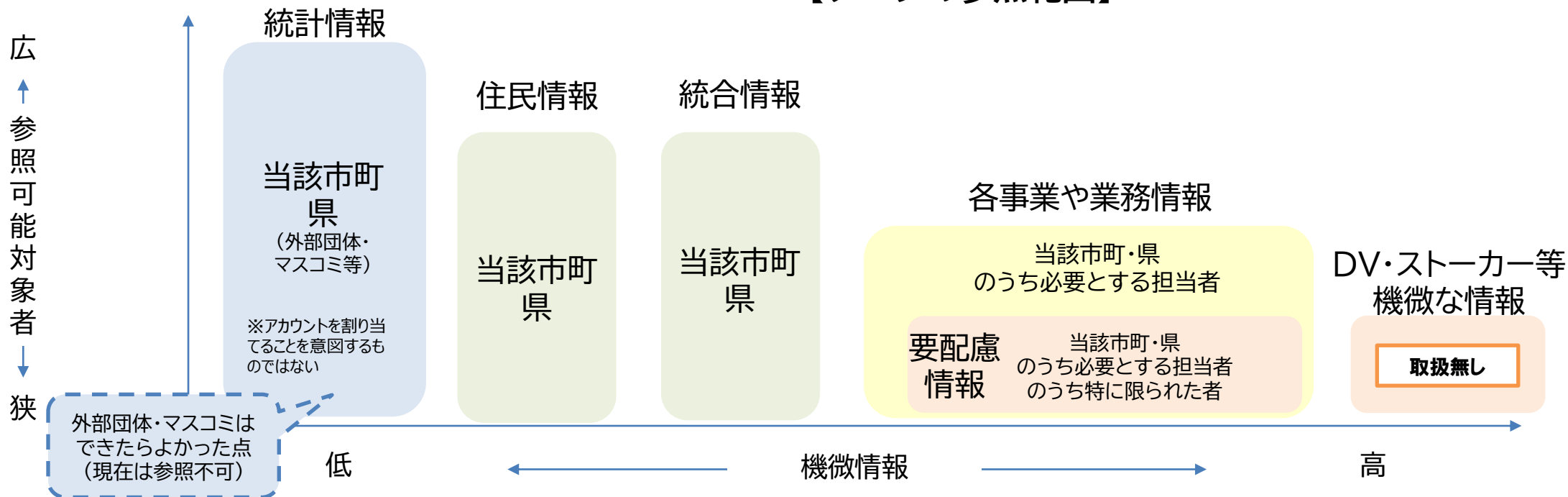
被災者DBで取り扱う情報の分類

アクセス権の設定基準として、情報の機微程度に合わせて権限の設定を調整

おおまかな情報の分類として以下が挙げられる。

- 個人の情報を匿名加工若しくは除いた、統計情報
- 名寄せの元となる住民情報(1/1日住民情報、現在の居所)
- 被災者支援をおこなった実績の統合情報(ex 義援金申請を行い支給を受けたか、罹災証明書を発行したか、等)
- 各事業や業務で収集した名簿・具体の項目(ex 義援金支給名簿…口座情報など、罹災証明書発行名簿…罹災区分、等)
- 要配慮情報
- DV・ストーカー等の機微な情報

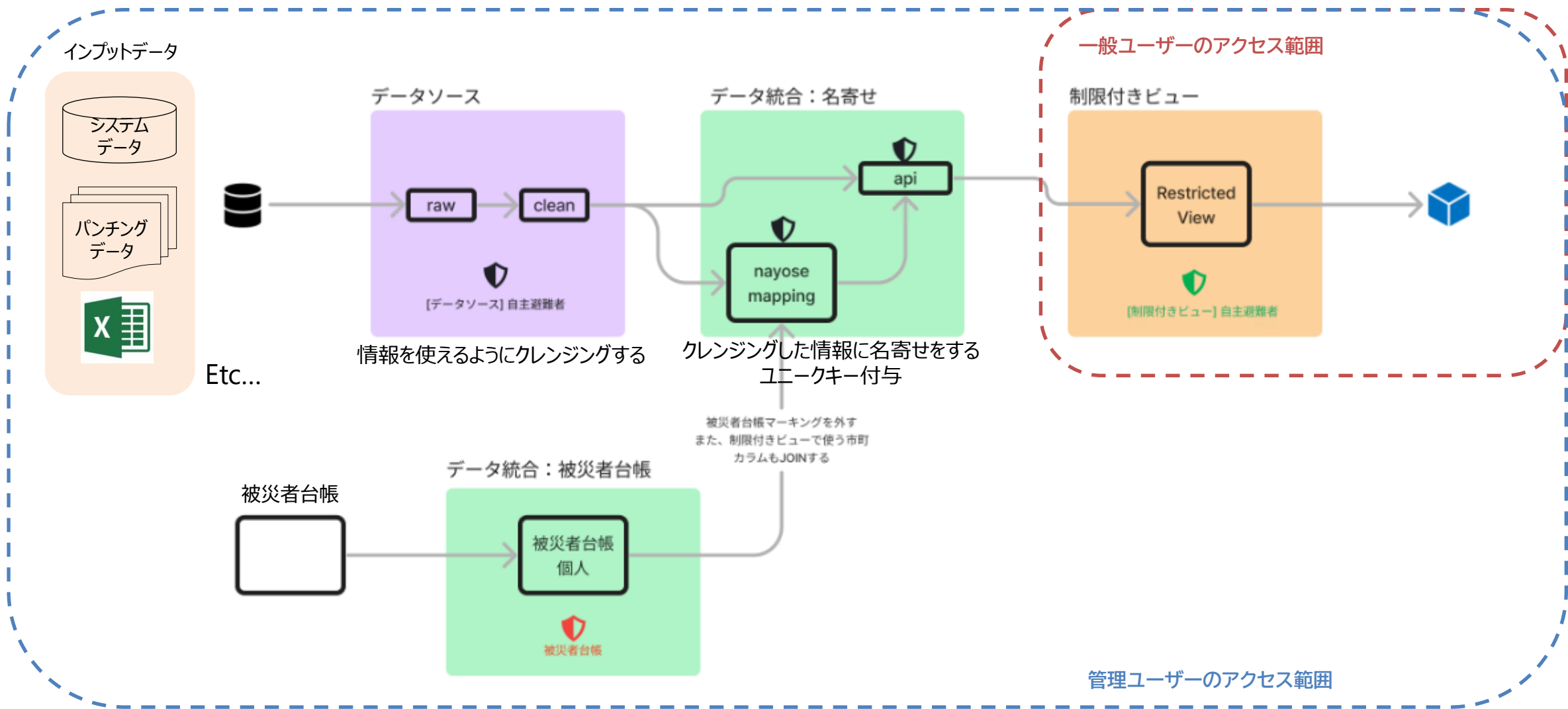
【データの参照範囲】



【参考】被災者DBのデータ参照権限

データ参照権の設定範囲

一般ユーザーには被災者検索やダッシュボード化した画面のみ参照可能としている。管理ユーザーは入力データ～加工データ～制限付きビューまで一律で参照が可能。



事務連絡・全体質疑

今後の検討会議体の予定

1. 日時・場所

【第2回ワークショップ】

令和6年12月10日(火)10:00-12:00

石川県行政庁舎5階511会議室※オンラインで実施

【第3回検討検証チーム】

令和6年12月17日(火)10:00-12:00

石川県行政庁舎5階511会議室※オンラインで実施

【第4回検証検討チーム】

令和6年12月24日(火)10:00-12:00

石川県行政庁舎5階511会議室※オンラインで実施

【第3回検討ワーキンググループ】

令和7年1月8日(水)もしくは1月9日(木)午後

石川県行政庁舎11階1107会議室

2. 主な議事

(検討中)

3. 開催方法

オンライン開催(Webexを利用)

(事務担当)

ワーキンググループ運営事務局

デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社

検討WG運営担当 高野・泉・下田

Mail: digital_types_bousai@tohmatu.co.jp

石川県総務部デジタル推進監室 山森・谷場・杉浦

TEL:076-225-1320

Mail:e120300@pref.ishikawa.lg.jp

【主にご意見いただきたい点】**（１） 「被災者データベース」の業務フローと集約したデータとの現状と課題**

- ・「被災者データベース」が現場の業務の中でどのように情報をやり取り・格納していたか
- ・上記に係る課題感やご要望等

（２） 活用する具体の業務

- ・最優先に把握すべき被災者
- ・効率的かつ効果的な実施のために活用できる手段や情報
- ・継続的に情報を得るために必要な取組
- ・提示した課題以外に、被災者データベースを活用できた業務における課題はあるか

（３） 個人情報の取り扱いについて（制度面、セキュリティ面の措置）

- ・提示した石川県の対応実態をもって、同様の事由発生時に円滑に対応にあたることができるか
- ・ご対応されている業務の視点から発生している課題があるか

【ご依頼】

検証チーム/検討チームの委員は、【12月4日(水) 17:00 まで】に追ってご案内する意見formにて、ご意見をお願いします。

また、本日も参加がかなわなかった皆様もぜひご意見いただけますと幸いです。